

第百五十一回国会 農林水産委員会 議 録 第二十号

平成十三年六月十九日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 堀込 征雄君
理事 木村 太郎君 理事 岸本 光造君
理事 滝 実君 理事 二田 孝治君
理事 小平 忠正君 理事 鉢呂 吉雄君
理事 白保 台一君 理事 一川 保夫君
相沢 英之君 岩倉 博文君
岩崎 忠夫君 岩永 峯一君
金田 英行君 上川 陽子君
北村 誠吾君 後藤田正純君
七条 明君 園田 博之君
高木 毅君 西川 京子君
浜田 靖一君 菱田 嘉明君
吉田六左門君 石井 紘基君
古賀 一成君 後藤 茂之君
佐藤謙一郎君 城島 正光君
津川 祥吾君 筒井 信隆君
永田 寿康君 植崎 欣弥君
江田 康幸君 高橋 嘉信君
中林よし子君 松本 善明君
菅野 哲雄君 山口わか子君
金子 恭之君

農林水産委員会専門員 和田 一郎君

委員の異動

六月十九日
辞任 補欠選任
佐藤謙一郎君 石井 紘基君
同日 辞任 補欠選任
石井 紘基君 佐藤謙一郎君

六月十九日

漁船法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)(参議院送付)
同月十八日
奄美群島周辺水域における大中まき網漁業の操業禁止区域の拡大に関する請願(徳田虎雄君紹介)(第二九六三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)(参議院送付)

○堀込委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房長田原文夫君、農林水産省農村振興局長木下寛之君及び財務省主計局次長津田廣喜君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第四局長有川博君の出席を求め、説明

を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀込委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○堀込委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩倉博文君。

○岩倉委員 おはようございます。自由民主党の岩倉博文でございます。

まず、武部大臣には、御就任以来、大変大事なこの節目に、大変な業務の中、農林水産行政の新しいフレームづくりのために日々御尽力をいただいているわけでありますが、私も同じ北海道出身、同じ道産子の一人として、ぜひ大臣に頑張ってくださいと心から申し上げておきたいと思っております。

さて、限られた、与えられた時間、短い時間でありまして、早速、基本的な事項につきまして御質問をさせていただきます。

時代は二十一世紀、我が国の次なる発展、成長を目指して、社会のさまざまな分野でシステムのつくりかえが必要となる節目に今日我々はいるのではないかと感じる昨今であります。農政におきまして、自給率の向上という目標の達成、あるいは多面的機能への国民的な理解をより深めていかなければならない、そんな新しい局面を迎えて、この節目からしっかりと芽を出して、そしてすばらしい実を育てていかなければならない、そんな認識に私自身も立っております。

このような流れの中で、新基本法制定以降、具体的な手だてを推進するための法整備の一環として、今回の土地改良法の一部を改正する法律案があるのではないかと今思っています。いわゆる土地改良事業が今日まで果たしてきた役割を

どのように総括し、そして当面、これからの位置づけ、役割について大臣自身がどのようにとらえておられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○武部国務大臣 岩倉先生からの温かい御激励にまず心から感謝申し上げます。

先生も私も北海道出身ということでありますが、東京から北海道へ帰るたびに、上空から見おろす北海道の大地を見て、本当に感慨ひとしおのものが感じられます。というのは、私どもの子供のころの記憶は、本当に大原野でした。作物も何とれない泥炭地帯、また、カバシカ生えない原野、それが今はもう緑の大地に生まれ変わっているんですね。大きな園場、そして農家も、いろいろ厳しいといえながら、すばらしい変貌ぶりだ、私はかように思います。

そういう意味では、土地改良事業というのは、時代のニーズに的確に対応してきたということ誇りに思っているのではないかと、かように思います。農地の整備水準の向上、農業水利施設の整備、農地造成等を通じて、食料安定供給という非常に高邁な使命に向けて、生産性向上等が図られてきた、これに貢献してきた、かように思います。また、農地の大区画化と一体的に担い手への農地の利用集積ということも徐々に図られて、構造政策の進展に寄与しているということは紛れもない事実であります。

問題は、今後でありまして、食料・農業・農村基本法の基本理念の実現や食料自給率の目標達成、さらには、農山漁村の新しい可能性をどのように開いていくかということに向けて重点的にこれから努力してまいりたいと思っております。特に、水田の汎用化、畑地かんがい施設の整備、基幹的水利施設の整備、更新などについては、今後、環境との調和に配慮しつつ推進していくということが新しい時代の要請ではないか、かように認識い

たしております。

○岩倉委員 ありがとうございました。環境との調和という、今回の一つのポイントではないかというふうに私自身も考えます。

もう一点、昨今、いわゆる混住化が進んでいる現状の中で、地域社会との密接かつ良好な関係の構築が改めて求められているのではないかと考えています。地域社会、そして国民各層から理解を得るために、農業生産にとっては普遍的な基本条件としての生産基盤の強化あるいは生産基盤の高度化というテーマを今後積極的に発信していくことが国民各層からの理解を深めることにつながっていくものというふうに思います。この点も極めて大きなポイントではないかと思ひます。が、大臣、具体的なイメージがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○木下政府参考人 お答えしたいと思います。

私も、これからの農業農村整備事業を的確に推進していくためには、基本的には、地域社会や国民各層からの理解と支援が不可欠というふうな考えでおります。したがって、このような観点から、私も、一つは、都市住民を対象にいたしましたパンフレットの作成、それからイベントの後援あるいはホームページの開設、また地域住民とか有識者の参画によります整備計画の策定、また地域住民、都市住民の参加によります水路それから棚田等の生産基盤の維持保全活動、あるいはこれを活用いたしました農業体験活動など多様な手段、あるいは機会があることにPRを行っていくというふうな思ひでございまして、今後とも、一層このような取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

○岩倉委員 次の時代を担う子供たちへの教育の問題も含めて大変重要な問題だと思ひますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。をお願いしておきたいと思ひます。

さらにはまた、それぞれの地域で農業経営あるいは生産形態が異なっている現状でありますけれども、それぞれの地域の特性に合致した土地改良

事業の推進が、そういったコンセプトがますます必要になってくる時代ではないかというふうに思ひます。そして、そのようなコンセプトが、事業の効率性あるいは事業評価という意味で、昨今話題になっておりますけれども、非常に大きなポイントになってきているというふうに思ひます。

今日までの土地改良に関する事業推進に当たつての基本的なスタンスと、それから二十一世紀初頭、当面する土地改良事業の基本的なスタンスとの違いについて、もし何か御所見がありましたらお伺いしておきたいと思ひます。

○木下政府参考人 土地改良事業でございますけれども、これまで時代の変遷に対応しながら、一つは、大型機械の導入、あるいは水田の畑作利用を促進するなど水田の大区画化あるいは汎用化を進めてきたところでございます。また、産地の形成を図る観点から、畑地のかんがい施設あるいは農道等の整備、また排水条件の改善、農業生産の安定のための基幹的水利施設の整備を進めてきたところでございます。

今後の事業の推進方向でございますけれども、基本的には、平成二十二年の食料自給率達成に向けて、麦、大豆などの生産振興を図るための水田の汎用化の一層の促進、それから畑地帯でございますけれども、土地利用型でございますとか、あるいは果樹地帯、あるいは施設園芸地帯、それぞれニーズが違います。それぞれのニーズに即しましたきめ細かな整備を進めていく必要があるだろうというふうに考えております。また、地域の農業者、地域の営農、実は相当変わってきているというような実態でございます。したがって、どちらかといいますと、これまでのような全国画一的な整備から、地域なり農業者のニーズを的確に踏まえた弾力的な整備が必要だというふうな思ひでございまして、

また、もう一方で、これまで半世紀かかまして整備をしてまいりました取水堰とか農業水路の相当なストックがたまってきているという点でございます。今後は、これらの農業水利施設の多面的

機能を図るという観点から、計画的な整備、更新が必要だろうというふうに考えております。

○岩倉委員 時代のニーズに合ったフレキシブルな対応が今必要だというふうに思ひますので、ぜひきめ細かな政策発信をしていただきたいと思います。こともあわせてお願いをしておきたいと思ひます。

私の持ち時間最後になりますけれども、遠藤副大臣に一つ御質問をさせていただきます。

昨今、報道などで土地改良区のあり方が問われているわけでありまして、土地改良区はこれまで農業水利施設の管理を通じて地域資産の保全等に寄与してきており、今後も期待される役割は大変大きなものがある、私自身もそう思ひます。したがって、土地改良区の指導と組織強化を図っていく必要があるのではないかと思ひますけれども、農水省のお考え方を副大臣からひとつお聞かせいただきたいと思います。

○遠藤(武)副大臣 土地改良区の現状と今後のあり方については、先ほど来大臣が御答弁なさっていることと大筋は私もお答えしております。ただ、今までは生産に重点を置いて土地基盤整備をやってきたわけですが、大臣が先ほど申されたように、環境との調和、あるいは混住化社会の中での住民の皆様方との合意の形成という新たな一面が土地改良区事業には加わってまいりましたと思ひます。

生産に重点を置いてきた場合には、比較的小規模の小規模の土地改良区でも、組合員、構成員の合意がなされるためには小規模でも十分だったと思ひます。しかしこれからは、維持管理や環境との調和、あるいは住民の皆さんとの合意の形成という意味では、合併を促進して大規模化し、かつ組合の事務処理能力を高めていくということが非常に大事になってくるのではなからうか。

そういう意味で、現在七千二百二十九組合ある中でもまだ五百六十台に合併がとどまっておりますので、残されたあと二年の期間で、県とも協力をしながら合併の促進を図り、かつまた農業の基盤

そのものの強化につながるような形でやってまいりたい、このようにとらえておるところでございますので、先生がただいままでおっしゃられたことに即しまして行政を進めてまいりたい、このように思ひております。

○岩倉委員 ありがとうございました。

今、国際的にもあるいは国内的にも、農政、農業のあり方が大変重要な課題の一つではないかというふうに思ひます。新基本法にもありますように、食料自給率の向上、目標を達成するという軸をぜひしっかり持って、それを国民各界各層に伝えていく。目標は何かという軸をしっかりと一人一人の国民が持つていくことが、当面、農政を考える場合に極めて必要なのではないかというふうに思ひますので、ぜひ大臣初め、当面する農政の課題に積極的に取り組んでいただきまして、一日も早く目標達成していただきますように心からお願いを申し上げまして私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○堀込委員長 次に、吉田六左門君。

○吉田(六)委員 おはようございます。委員長並びに委員の皆さんのおかげをもちまして、十五分の質問時間を授かりました。心から感謝をして、謹んで質問をさせていただきます。

今ほど先陣を頑張っていた岩倉委員から、農政全般にわたって、そして我が日本国土のこれからという広い見地に立つて、直面します土地改良事業、この一部改正、これにかかわる質問をしていただきました。そして、その後陣を承つて、もう少しこれを、ポイントを詰めて御質問させていただきます。

このところ、林業の話でありますとか、あるいは山の話でありますとか中山間地でありますとか、とかくWTOの農業の、農地の持つ多目的機能という観点から、どちらかというと、農業にかかわる、あるいは国土にかかわるウエストより上、上流部に話題が集中したかに思われます。そうした状況を見せていただいております、都市と混然とする都市近郊の農業、農地、あるいは私どもが常

どんどんと農地に向かつて都市化が進みます。こうした中で、いろいろな問題が生じてきていますけれども、土地の利用などもその一つの大きな問題ですが、きょうは、農業にかかわってきた農業用排水、これと、土地がどんどんとアスファルト化します。結果として、雨水がほとんど地中に吸収されることなく、その多くが流れ出して、そしてすぐ直近の農業用水あるいは農業用の川などに集約される。

こうしたときに、相変わずその水の最終的な始末は農林水産で行っているわけですね。今後の土地改良法の改正におきましても、いつまで、どこまで、だれのものかわからない水を農業予算で上げ続ける、このエネルギーはもちろんのこと、施設が全部老朽化します。そして摩滅します。このまたメンテナンスも含めて、いつか仕切りをしなければならぬものではないかなと、それらの傷みぐあいを見、またその予算化に向けて汗をかかせていただきながら感じています、この辺について御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○武部国務大臣 吉田先生の現場での悩み、また、現場を通じてのあるべき姿についての御意見を拝聴させていただきまして、なるほどという意を強くさせていただきました。

御案内のとおり、時代とともに農村地域も変わつてまいりました。都市住民との混住化が進み、本来農業のための施設が他の人々、住民のためにもこれが生かされているということなどを考えますと、今後、こういった利益を受けている地域住民等からも何らかの費用を負担していただくというようなことも必要になってくるのではないかと。

平成十三年度には管理作業への住民参加の促進対策を講じている次第ですが、先生のお考え、御発言の意を体してさらに努力をしていかなきゃならぬ、かように考える次第でございます。

○吉田(六)委員　ありがとうございます。

その延長上に、いわゆる農業用水の悪化という問題が出てまいります。先ほど遠藤副大臣から、土地改良区を合併していかなきゃならぬ、こういうお話がありまして、まさにそのとおりだと思うんですが、私も新潟市周辺には亀田郷土地改良とか西蒲土地改良とか、日本一とも言われるばかりでつかい土地改良区がございます。

その中央には、とても岩永政務官の琵琶湖には
 比べるべくありませんけれども、やはりその百
 分の一ぐらいの、あるいは二百分の一ぐらいの湖
 水が残ります。ここが大事な一時期の農業用水の
 ブールにもなるわけですけども、そこがまた、
 先ほど申し上げた都市排水の簡易処理後の受け場
 にもなる。この水質がどんどん悪化していく。
 水質については大先進県の滋賀県でございます。
 私も守山市でかつて仕事をすることがあります
 が、この排水の条件に合わない排水は蒸発処理
 しなさいなどという厳しい目に遭ってきたことが
 あります。

そんな観点から、農業用水の悪化、都市排水が混入したりしての悪化、これに対して何か御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○岩永大臣政務官 盟友である吉田先生から御質問を受けて光榮でございます。

先ほどの武部大臣の御答弁とちよつと重複するんですが、私は、都市と農村の格差というのは、今余り感じない生活形態ができてきた。これはやはり、農村と言われる、地方と言われるところには

そういうような意味を含めて、先生の話でございますが、確かに農作物の生育障害、それからアオコだとか悪臭だとか、蚊とかハエの発生などの生活環境の悪化、こういうことで大変困っておるのが現状でございます。

そういうような意味を含めて、先生の話でございますが、確かに農作物の生育障害、それからアオコだとか悪臭だとか、蚊とかハエの発生などの生活環境の悪化、こういうことで大変困っておるのが現状でございます。

しかし、農業集落排水事業とそれから水質保全事業、約一千万の目標に対してもう二五％できています。二五％では遅いということで、集落排水事業をやっている。そして、水質保全事業なんかもう昭和四十六年からずっとやって、用水路と排水路とを別々にしている。滋賀県あたりでは、一番最後にひとつため池をつくって、そしてもう一回それを上流に持つていって、農業排水は循環して使おうじゃないか、そして、琵琶湖に最終的に流さないというような形態をつくろうということとで、今その取り組みを始めたところでございます。

先生ともども田舎に住む者として、やはり田舎の環境浄化のために一緒に頑張っていきたい、このように思っております。

○吉田(六)委員　ありがとうございました。

武部大臣、そして遠藤副大臣、平場で、私はこれからの農業に向けて生産調整、これがために大豆や麦に耕作地を変えていかなきゃならぬ、このことを随分と議論させていただき、教育も受け、まさにそういう時代なんだな、こんなふうに考え

しかし、新潟のところが帰りますと、ほんの、僕のおじいちゃんの時代まで首までつかって田植えをしていた場所を、やっとひざがぶぐらいにし

て田んぼにして今うまいっているわけですね。ここをこれからまた、汎用化するために手入れを
して、そして水を絞って、そして麦あるいは大豆
にしていく、こうしたことなものですから、土地
改良事業、こちらで大変なまた負担があるのかな
こんなふうに思っています。

欲得で七万円の補助金がつくからといって
おまえが判断してやつたんじゃないかといま
すけれども、こうしたところはもつともつと、ド
ライにするための設備投資、あるいは最終的に
言へば、これは農林水産と若干趣を超えますけれども、
その先の、川の整備なんかも含めて考えていかな
きゃならぬと思うんですが、国家的方針と、それ
に伴うためにはベーシックな部分の手入れと、こ
この關係をどんなふうにお考えか、お聞かせいた
だきたいと思ひます。

○武部國務大臣 本當に我々のところも、米しかつくれないところがあります。適地適作という意味では、このことをもう一度思い返してみよう意味があるんじゃないか、かように思いますし、同時に、今度の食料・農業・農村基本法というのは、自給率の達成目標というものを明らかにしているわけでございます。大豆とか飼料作物とか小麦が極めて自給率が低い。小麦、大豆は一〇％に満たない状態でありますので、自給率向上ということになると、こういったところにどうしても重点を置いていかなきゃならぬ。

したがしまして、先生御指摘のとおり、米の生

産調整等に対応可能な土地改良事業の推進ということが非常に重要な課題になるわけでありまして、お説のとおり、圃場の大区画化による生産性の向上に加えて、耕地利用率の向上に資するよう、排水条件の整備等を通じた水田の汎用化の推進が必要だ、かように思ひまして、特に水田における麦、大豆作物等の本格的な生産を図るための努力をさらに農林水産省としてもしてまいりたい。

全国平均からいたしますと、新潟は非常に努力いただいている。大豆の転作が二三％にもなつて

いるという事は、新潟における生産者の皆さん方のまじめな努力というものに敬意を表したいと思ひますし、まじめに努力している者が報われるようなそういう政策展開を忘れてはならないという事を肝に銘じて政策の重視をやつてまいりたい、かように考えております。

○吉田(六)委員 血の通つたありがたい御答弁をいただいたて、心から感謝をします。

終わります。ありがとうございます。

○堀込委員長 次に、古賀一成君。

○古賀(一)委員 民主党の古賀一成でございます。今回は土地改良法改正案ということで、私の地元におきまして、本当に長年にわたつて土地改良が進んでおります。大変悩みも多い、あるいは矛盾も多い、いろいろな課題を抱えた事業であると思つております。

そこで、きょうはそれに関して質問しようと思つておるわけですが、その前に一つ、きょうの新聞に、各紙載つておりますけれども、いわゆるセーフガードの問題でございます。きょうの新聞に載るとは夢にも思ひませんからこれは質問通告しておりませんけれども、きょう各紙の一面に、中国が日本に対抗措置を講ずる、携帯電話、自動車、空調機、この三品目について特別関税をかける、こういう記事が各紙大きく載っております。これは当然予想されたことではございません。

この前も質問に立ちましたときに、韓国、中国の關係で、ニンニクに対してセーフガードを韓国がかけた、携帯電話について対抗措置を講じたという例を引き合いに出しながら、セーフガードを發動した場合に、携帯電話なんかは多分対抗措置を講じてくるだろうと思つておつたのですが、案の定そういうことで、携帯、自動車、空調機、こゝなつております。

これについては、関係省庁は外務省あるいは財務省あるいは経済産業とあるわけですが、何といつても、この生シイタケ、イグサ、ネギ、

いずれも農林省の管轄する非常に重要な品目でございます。今後、こういう記事が出ますと、国内の方で、いやあ、シイタケ、イグサ、ネギの対抗措置で、えらい値段の高い自動車、空調機、こんなものに対抗措置が講じられていくことで、また国内的にもいろいろな論議が出ると思うのですね。

そういうことで、予想された中国の対抗措置が表に出てきた。それに当たつて、農林省が、農林大臣が中国と、再度ふんどしを締めて、日本の国内の事情を、やはりしっかりと相手を説得しなきゃならぬと思つております。

この前、私は農林委員会、実は中国の關係者と近々のうちにいろいろ話をするんだという話をやつたときに、ほんのこの前でございますが、二つのグループと話をしました。私もしっかりと、同じアジアにおける、そして日本の文化にもかかわる、日本の農村の存亡にもかかわることだ、お互いの秩序というものをしっかりと考えようじゃないかというふうに、一個人ではありますけれども、お話をしました。

本件に関して、中国の対応がどう出ましたけれども、改めまして、農林水産大臣の本問題への積極的な対応、決意というものを、もう一度この段階で御表明いただければと思ひます。

○武部国務大臣 ただいま先生御指摘の問題については、現在、外交ルートを通じて事実關係を確認しているところでございます。正式な確認をまだいたしておりません。

中国はWTO未加盟国とはいはれませんが、セーフガード協定上、暫定措置に対する対抗措置は講ずることができない、私はかように理解しております。

我が国がセーフガード協定にのつとめて發動している暫定措置に對して今回中国側が対抗措置を決定したとすれば、まことに遺憾である、極めて遺憾である、かようにしか申し上げることが現時点ではできません。

いずれにいたしましても、今後、政府部内で協

議の上対応を検討していかねばならない、かように思つておりますが、このことで農林水産省として何ら、本件について考えが変わつたとか対応が変わつていくというものではないことを明確に申し上げておきたいと思ひます。

○古賀(二)委員 私は、自由貿易体系をつくつていく、とりわけアメリカなんかの意向が強いと思うのですが、やはり日中の關係、アジアの關係というのは、完全な市場主義というだけでは、い、もつと高度なアプローチはあると思ひます。

この前も、名前は申し上げませんが、中国の要人が見えなくなったときに、もう中国の半分、懇談会ですからもろろお酒も入つておりましたけれども、むしろ中国の人たちがちゃんと畳に寝るような、そういう高度な文化にと言いましたら、この前、本当に展示会に畳が展示してあつたというのですね、まあそれは半分冗談ですが。

そういうお互いの、セーフガードあるいはWTOの枠組みでよくしゃくというだけではなくて、やはり共存共栄というところで強く言つていけばある程度わかつてくれる問題だと私は思ひます。

今後、外務省が窓口という話でございましたけれども、あそこは今がたがたしてございまして、イグサのつくり方がどうだとか生シイタケがどこでできるなんというのは余り関心のない役所であります。私もかつておりましたからよくわかります。

ひとつ農林省が本場にリーダーシップ、イニシアチブをとつて、先ほど言つたような姿勢でしっかりと中国と交渉をしていただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。

私は、土地改良法の質問、いろいろ改正点がございまして、土地改良事業については最近いろいろな事件もございました。一つが、自民党の党費立てかえ問題というのがございました。そしてまた例の諫早湾干拓事業、これに伴う有明海の問題、これもいろいろ質問をしてまいりました。

そして、きょうは時間があれば言えると思つたのですが、過去の話になりますけれども、国営土地

改良事業の特別型というのがかつて創設をされました。昭和五十一年であります。これは、本当は一般会計予算でずつとやつてきたものを、事業箇所は減らしたくない、事業費もふやしたいけれどもオイルショックで伸びない。そうすると、どうしようかということで、財投資金を入れて、つまり金利つきの財投資金を入れて事業量を確保し、結局そのツケが、余り詳しく知らなかったと言つてもいいと思ひます。農家の、受益者の負担金としてかぶつてきた、こういうこともございました。

そこで共通して言えるのは、農家とか農村とか、あるいは農業そのものとか、そういう配慮よりも、やはりまず土地改良事業ありき、土地改良事業の予算を確保して事業を進めればいい、何かそういうところが非常に前面に出て、結果、現場オリエンテッドとか、農村、農家、この生産現場をどうよくするか、あるいは土地改良事業を通じてこの地域というものに新たな環境であるとか、そういうものを生み出していくという発想がむしろ薄かつたように私は思つてゐます。そういうところに、先ほど言いました三つの問題、自民党の党費立てかえ問題、あるいは諫早湾干拓事業のああいう、環境破壊とも言つていい部分はあります。こういう問題、あるいは受益者負担の思ひぬ増嵩、こういうのもあつたように思つてゐます。

そこで、今回、この土地改良法の改正によつて幾つかの改正が行われました。私は非常に注目をしております。法文だけ変えた、しかし精神は変わらない、実体は変わらないということじゃない、まさに今度の、こういう激動期におけるこの法改正でございますから、本当にこの法改正を機に、今から申し上げるような新たな土地改良事業に発展をしてもいい、僕はこういう思いを込めまして質問をしたいと思つてゐます。

第一点は、いわゆる環境との調和への配慮という規定が第一条に盛り込まれたことであります。これは、この農林水産委員会でもいろいろな法律にわたつて議論がございました。これは大変い

いことだと私は思っております。しかし問題は、この前、林業基本法でも申し上げましたけれども、法律には書いていたけれども実際これはどういふふう動いていくんだ、都道府県あるいは団体の場合も、ああ、こういうふうにするばいいんだという環境への配慮というのが具体化してくるイメージがまだないんですね。

これまでの土地改良事業、別に今度この法律に環境との調和への配慮というのを書かなくたって、食料・農業・農村基本法ではもう既に二年前に同じ規定が盛り込まれている。しかし、土地改良事業で何か環境を創造していくような、環境を改善していくような、そういう事業のイメージはまだ出ていないように思うのです。

そこで、お聞きしますけれども、この環境調和、環境再生、環境創造型の土地改良事業というものは大変可能性があると思っておりますけれども、今回の法改正で第一条にこれを盛り込んだことによつて具体的にどういふふうな施策を講じようとしているのか、ひとつ局長に御説明をお願いしたいと思います。

○木下政府参考人 今回、土地改良法の改正案を今御審議いただいているわけでございますけれども、私ども、今回の改正案に盛り込みました環境との調和に配慮することにつきまして、土地改良事業全体の事業実施の原則にしたいというふうに考えております。したがって、直轄事業あるいは補助事業を含めまして、すべての土地改良事業に適用されるということになろうかというふうに考えております。

具体的に、環境に与える影響を軽減あるいは回避するため、個々の事業計画の中で環境との調和への適切な配慮について審議をし、計画に反映させることが重要だというふうに考えております。したがって、私ども、食料の安定供給等事業本来の目的達成に支障を及ぼさない範囲内でございまして、地域の実情に即しまして、自然と共生する環境の創造等の環境との調和に配慮した事業計画の策定がなされますよう、一つは、

国としてガイドライン、それからまた設計の基本的な考え方を今検討中でございます。国民の意見も聞きながら、できるだけ早く成果をまとめたというふうなことを考えているところでございます。

また、具体的な適用に当たりましては、事業実施計画作成の際に、それぞれの個別の事業計画がまさに環境に配慮しているかどうかという点につきましても、専門家の皆様方から成ります委員会と調査審議をさせていただくことも考えているところでございます。

○古賀(一)委員 今、国の方でガイドラインをつくるというふうなお話がありましたけれども、国がガイドラインをつくる、今までだつてつくろうと思えばつくれたわけですね。

私は何度もこの委員会の場で申し上げておりますけれども、むしろ、各地域の地勢、文化、いろいろな地域特性に応じてやはり環境創造というのはあると思ふんですね。環境との調和というのがあると思ふのです。沖縄から北海道まで、雪国もある、南の国もある、あるいは都市部を控えた農村地帯、いろいろなバリエーションがあるわけがあります。

国のガイドラインももちろんあっていいと思うんですが、むしろ国民のあるいは地域の、市町村長のそういう意見を出させる。そしてそれを、いいものを、いい知恵を出した土地改良事業には、ひとつこれを表彰というか、PRをする。こういういいものができるとひとつの事例を紹介するとか、そういう地域現場をまず主体に置いた知恵というものをと尊重するという姿勢を示したときに、各地域、いろいろな知恵を出してくると私は思ふんですね。

今までの土地改良事業で言いますと、いわゆる本省が設計をする、そして、余り奇抜なアイデアを出すとか何かしらそれだ、今までどおりやっておけばいいという流れがずっとあると思ふんですね。そこら辺、いわゆる市町村長の意見聴取が今度は市町村長との協議ということになっておりますけれども、こういうものを通じてやはり地域

の声をひとつ積極的に聞いていく、知恵をそこから引っ張り出していく、そういう思想というか基本的なスタンスがあるのかどうか、あつてほしいと思ふんですが、この点、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○木下政府参考人 私ども、今回の土地改良法の改正、具体的にそれを現場に適用する際に、まさに委員御指摘のとおり、それぞれの地域に即応した、あるいは地域に即した形で環境との調和が必要だというふうなことを考えております。

したがって、事業を実施する際には、それぞれの地域でどのような観点から環境の調和を行っていくのかというふうなマスタープランづくりが必要だというふうなことを考えておまして、そのような現場現場の実情に即した事業が行われるよう私も努めていきたいというふうに考えております。

○古賀(二)委員 これは言葉でやりとりしてもどこまで進むかわかりませんので、私は一つ御紹介をしたい映画があるのです。

大分前になりますけれども、当時の九州農政局長と酒を酌み交わしたことがありまして、彼は水利という問題に大変情熱を燃やしておった局長さんでございまして、本も書かれました。そのときに、酒を飲みながら私が紹介した映画があるんですが、実は、私の地元、柳川でございまして、柳川は北原白秋もございまして、水郷で有名。そこに、「柳川掘割物語」というドキュメンタリー映画を、例の「風の谷のナウシカ」などをとりくりました宮崎駿さん、高畑勲さん、あのグループがつくったんですね。それは大臣もぜひ見ていただくと、これはキネマ大賞の教育賞をとりました。

本当に古き日本人が、縄文時代からあの水利を生み出し、洪水と戦い、農業用水を生み出していくため、しかも、軟弱土壌というのをいかに改善していくかということであのクリーク体系をつくり、江戸時代に至っては、いわゆる水争いをしてこれだけ水を大切に、争いながらも農村をつ

くつてきたという映画なんですね。これはドキュメンタリーでもあるのです。

それを私は一回、十年前ぐらいにですけれども、東京の関係者を集めて八百人ぐらいで映写会をやったことがありまして、そのとき、環境庁、建設省河川局、あるいはあのときは農林省の皆さんにもお声をかけましたでしょうか、いわゆる当時の水利土木あるいは河川土木のプロの人たちが、昔の、ちょうど四百年前ですから、一六〇〇年代にあの柳川の掘り割りを、水利、治水あるいは都市、人、水、そういう総合的な技術なんですね。

私は、昔の、ブルドーザーも何もないあの時代の、しかも、もちろん農林省も何もない時代の、まさに地域の殿様が、田中吉政公というんですけれども、彼が総合技術、総合的な知恵を出してあれだけのシステムをつくったという映画でございまして、詳しくは述べられませんが、私も、本当に私は、地域の知恵、何とすいんだ、それは専門家もみんな驚かれましたね。やはりそういうことが可能なんです。

したがって、これは要望になりますけれども、土地改良事業、国が技術基準を決める、法文ではこう書いたというにとどまらない、地域の農村が知恵を出す、そして本当にすばらしい土地改良事業、付加価値の高い土地改良事業が地域の人からも見える、いいものができたじゃないか、私は、ぜひそういう土地改良事業に今後進んでもらいたいと思ふんですね。

この前も申し上げましたけれども、例えば、国営土地改良をやる、幹線水路が立派にできる、そこに、では、この幹線水路の、この幅十メートルぐらいのところは、市長さん、町長さん、ひとつあなたたちで付加価値の高い何かを考えたらどうか。例えば釣り堀公園、現に私は要望を受けておるんですから、そういうこととか、この前も申し上げましたけれども、私の久留米近辺の田畑には昔からは並木というものがずっと農村風景であった。それを今一生懸命保存している。そういうのを土地改良事業とあわせて、ではこの区間数

平成十三年六月十九日

百メートルはそういうものひとつやってみようじゃないか、そうしたときに、土地改良事業が農村らしい新しい環境資産を残したということになると思うんですね。

だから私は、ぜひそういう地域の知恵というものを呼び起こし、エンカレッジして出させる、そしていい資産が残っていく、ぜひこの法律の改正を機に、そういうふうな戦略思想というものをぜひ高めていただきたい、かように思います。それで、その次にお聞きしたいことがございます。

例の諫早湾干拓事業でございますが、これは土地改良法にも根拠を置いてつくられた。ここに、先ほど言いましたように、環境との調和への配慮というのが第一条に高らかに掲げられた。ところが現場においては、諫早湾干拓事業、環境への調和、違うだろう、環境の破壊じゃないかというものが依然強く残っております。

この前の日曜日、おとといでございますけれども、漁連の方々がたくさん出ておる結婚式に私出しました。相変わらず、ことしのノリはどうだ、タイラギは途中まで育ったけれども、どうもあれはみんな今死につつあるとか、そんな現場の話をしよつちゅう聞かされております。

私は、諫早湾干拓事業、当然、環境についての問題がこれだけ出たわけでありまして、しかも今回、土地改良法について環境との調和というのが高らかに掲げられた、この法改正の趣旨というものは、もう事業実施中でございますけれども、諫早湾干拓事業にどういう影響を及ぼすのか。つまり、この法律の改正に伴って、諫早湾干拓事業について新たな展開というものがあつてしかるべきだと思つておりますが、この点について、この法律改正を機に、諫早湾についてどう新たに取組まれようとしておられるのか、ひとつ大臣の御所見をお聞かせ願ひたいと思います。

○武部国務大臣 本事業は、環境影響評価の実施により十分評価した上で事業に着手したものと、いふうに理解しております。また、事業着手後に

においても、環境モニタリングの実施、調整池の水質保全のための対策の実施など、既に環境にも十分配慮しつつ事業を進めているわけでありまして、先生の御質問にございましたように、今回の土地改良法改正の趣旨を踏まえてどうなるんだという点についてお答えいたしますと、河川水の磯間浄化や水生植物の植栽等の水質浄化対策も行いたい、かように考えておりますし、環境にも十分配慮しつつしっかり対応してまいりたい、かように存じます。

○古賀(一)委員 時間ももうあつという間にたつもので驚いておりますけれども、それでは、次に移りたいと思ひます。

せっかくの機会でございますから、環境についてでありますけれども、農村自然環境整備事業、ビオトープ型という事業がかつてございまして、今、農業農村整備事業に統合された、こういう形になっておりますけれども、これからやはり土地改良事業が国民の支持を得ながら本当に発展していくためには、環境的にすぐれた、環境創造機能というか再生機能というか、どうしてもそういうものを持たないと国民のいわゆる理解は得られない、土地改良事業もなかなか進んでいかないと私は思ふんです。

そういう面で、ここは工夫のしどころ、ちょうどいい転換点だと思ふんですが、かつて公共事業に5%の文化的価値の事業を付加しようという話がございます、最近はこの議論は吹っ飛んでおりますけれども、土地改良事業というのは、環境創造というのは大変やりやすい事業だと思ふんですね、わかりやすく。

今後、一定の数量を、土地改良事業をやる場合には、その事業費の一〇%ぐらいは、皆さん、農村の環境の向上、あるいは環境創生、そういうものに使っていくという一つのガイドラインとあるのか数値を挙げることは、各農業団体であるとかあるいは市町村であるとか、あるいはもちろん農林省もそうですけれども、ああ環境に我々は知恵を出さぬといかぬという面で、起爆剤とまで

言いませんけれども、コンセンサスを得る一つの非常にいい手だてになると私は思ふんです。

一定の目標数値を、例えば一〇%、我々は土地改良事業においてそういう環境再生、環境配慮型の事業というものを付加する、そういう目標というものを今回掲げたらどうかと私は思ふのでありますけれども、この点について、大臣、ひとつ前向きの御答弁を。

○武部国務大臣 食料・農業・農村基本法の基本理念や食料自給率目標の達成に向けて、環境との調和に配慮しつつ事業を推進するということは極めて重要でありまして、我々はその方向に大きく前進していくわけであります。

地域住民と都市住民が求める美しいふるさとを整備ということも、農山漁村の新しい可能性を切り開くという意味で今後重要性を増していく、かように思ひますが、循環型社会の構築や自然との共生に寄与する事業に改革していくということ、これはおっしゃるとおりだ、かように思ひます。

しかし、地域の実情あるいは個々の地域におけるそういった案件について、一律の基準設定というのは困難だろうと思ひますし、むしろ一律でない方が、やはりケース・バイ・ケースということがあるんじゃないかと思ひます。事業によつては、もつと高い水準で環境に配慮しなければならぬ、そういうところも出てくるかと思ひますが、考え方としてはわかりませんが、かように今先生の提案についてはいかがか、かように存じます。

○古賀(一)委員 確かに目標値を、パーセンテージを挙げるというのはひとつ単純過ぎるかもしれませんが、そのくらのことを言つて、本当は新たなそういう土地改良事業というものを目指していく時代だろうと私は思ひます。

時間もありませんので、もう一点ですが、私は、もともと建設省という役所におつたんですが、道路局が長かつたんですけれども、当時から私も省内でいろいろ言つておつた。そのときから言つておつたことは、大体役所は、法律職、経済職、行

政職、そして農林省でいうと農業土木、土木工学系ですね、そういう人たちが大体政策をつくり、企画をやり執行してきた。私は、もう少し役所そのものが多様な価値観を持った人間の集団であつていいんじゃないか、こう思ふんです。

それで、環境工学とか、あるいは例えば東京芸大のデザイン科を出た人が農林水産省に三年に一遍ぐらい入つてくるのか、それは国土交通省も同じことなんです。やはり私は、モノカルチャー、もう法律のセンス、土木工学の面においてもことだけではなくて、マンパワーの面においても多様な、多様な人材を本省のそういう政策企画スタッフに、毎年一人とは言ひませんが、でも本当に二年に一遍、三年に一遍ぐらいあつていい時代じゃないかと思ふんですね。

そこで、これは人事にかかわることなので、ひとつそういった新しい発想でやってみようというお気持ち、土地改良法のこの改正もありましたし、どの法律も多面的機能だ、環境へ配慮だ、こう言つておるわけで、こういう時代に、ひとつそういう人事政策というか、そういうものを言ひ出すお気持ちでございますでしょうか。大臣の御所見をお伺ひしたいと思います。

○武部国務大臣 事実だけを申し上げますと、平成十三年度採用者二十名のうち、少なくとも八名が環境関連分野を専攻しています。林学区分採用者については、平成十三年度採用者全十五名のうち、少なくとも四名が環境関連分野を専攻しております。それから造園区分については、平成十三年度二名採用をしております。デザインについては、建築区分の受験者からデザインを履修した者を採用することは可能だといふうになつております。

しかし、先生御案内のとおり、私は、入省してから勉強しても遅くはないと思ひます。いろいろな現場、いろいろな場面に遭遇して、どんな省内の人材を、多岐にわたった研修なり教育をしていくといふことではなければならぬと思ひます。

我々政治家も、私なんか、商工委員長をやったり法務委員長をやったり、全く場違いなところで経験を積んで、また新たなものを得ている、こう思っておりますので、人事だとか採用の問題について、先生の御指摘は、これはもう言うまでもないこととして、これから農林水産省として努力してまいりたいと思います。

○古賀(一)委員 もう質問ではございませんが、それでは、今の大臣の答弁、それも前提としまして、今回の環境への配慮、そして、きょうは詳しく質問できませんでしたが、市町村長との協議というところでステップアップしたわけでありまして、その精神を生かして、本当に地域の声、各界の意見を素直に広く取り入れていく、そういう度量を持って、土地改良事業を二十一世紀らしい、新しい、付加価値の高いものに進めていただきたいとお願いを申し上げまして質問を終わります。

以上でございます。

○堀込委員長 次に、石井紘基君。

○石井(紘)委員 古賀委員に続きまして、土地改良区の問題について質問をいたします。

先般、全国的に、土地改良区において自民党の党費がその会計の中から支払われておったという事件が明らかになったわけですが、これはもう随分、十年、二十年という長きにわたってずっとこういうことが行われてきたわけですね。

そこで、農水省の調査の結果をまず伺いたいと思うのですが、直近の五年間において、幾つの土地改良区が自民党の党費を立てかえていたのか、それから自民党の党費を立てかえた分というのは幾らであったのか、また党員の数は何名であったのか、こういうことをちょっとお伺いしたいと思

います。

○木下政府参考人 今回の栃木県の事案を発端といたしまして、私ども、土地改良区に対して、特定の政党なり政治団体の会費の立てかえの有無につきまして調査を行ったところでございます。五月三十日に公表いたしましたけれども、過去五年

間に土地改良区が立てかえた党費あるいは政治団体の会費の総額は九千三百万円でございます。

具体的な内容でございますけれども、十二年度の例でございますと、党費等の支出があった土地改良区は全体の五・七％ということでございますし、また、政治団体の会費の支出があった土地改良区は全体の九・三％というような数字でございます。

具体的な土地改良区の数でございますけれども、全体の中で、例えば平成十二年度を見てみますと、政費の立てかえを行ったのが四百九の土地改良区、それから政治団体の会費の立てかえを行ったのが、同じく平成十二年度で六百七十五というふうな土地改良区でございます。

最後のお尋ねでございますけれども、立てかえた人数でございますけれども、平成十二年でございますと、政費の分が二千七百十四人分、また政治団体が一万六百五十七人分というような結果でございます。

○石井(紘)委員 今、平成何年分と言ったかな。この五年間ずっと各年度ごとに農水省は発表されていると思うのですが、これは年度ごとに、全部延べで足すとえらい数字になるのですが、相当重複しているんだと思うのです。だからこれは、今の年度の分だけしか出ないのですか、それとも、もし出せたら言ってください。わからなかったらわからないと言ってください。

○木下政府参考人 先ほど申し上げましたのが平成十二年度の数字でございますけれども、立てかえを行った人数でございますが、平成十一年度、政費が三千百一人、政治団体が一万二千二百二十一人……(石井(紘)委員「実数ですよ」と呼ぶ)実数でございます。平成十年度が、政費につきまして二千四百二十八人分……(石井(紘)委員「だから、年度ごととは出ているんだから言わないでいいんだよ」と呼ぶ)

私ども、それは合計をいたしておりますけれども、大体、年間二千七百から三千人、それから政治団体が一万八千人程度というところでございます。

で、過去五年間というふうにいたしますと、累計では、政治団体が五万人強、それから政費が一万人を超えるという数字だと思います。(金額は)と呼ぶ者あり)

金額は、先ほど申し上げましたけれども、五年間の政費、政治団体会費全体で九千三百万というところでございます。

○石井(紘)委員 五年間で九千三百万と言ったけれども、それは、それは年度ごとに出るのですか。それから、党員の数が割つたら、党費というのは幾らですか。

○木下政府参考人 先ほど申し上げましたように、五年間で九千三百万というふうに申し上げますと、政費で申し上げますと、平成八年度が九百七十万、平成九年度が一千四百八万、平成十年度が九百四十八万、平成十一年度が九百八十一万、それから平成十二年度が八百八十三万。また、政治団体の会費でございますが、平成八年度が八百七十七万、平成九年度が九百三十一万、平成十年度が八百九十八万、平成十一年度が八百九十九万、それから平成十二年度は七百九十一万というふうな数字でございます。

私ども、先ほど申し上げました数字で割りますと、一人頭、政費の立てかえ費が大体二千円程度というふうに理解をいたしております。

○石井(紘)委員 自民党の党費というのは四千円じゃないんですか。

○木下政府参考人 私ども、自民党の党費が幾らかというところについては承知いたしております。

○石井(紘)委員 大臣、自民党の党費というのは幾らですか。

○武部国務大臣 いろいろあると思います。地域党員は四千円と承知しております。

○石井(紘)委員 これは、ほかのいろいろな団体が党費を、立てかえ払いというのでしょかね、立てかえじゃないですね、肩がわりでいろいろな団体が払っているのですか。改良区の場合も肩が

わりで払ったということを後で申し上げますけれども、いろいろな団体の資料を見ても、党費は四千円なんです。その四千円のうちの二千円は本人が払いなさいよ、二千円はこっちが出しますよという形でやっただけです。改良区のそういう調査をされましたか。そういう事実をつかんでいないんですか。

○木下政府参考人 私ども、そういう事実は承知をいたしております。

○石井(紘)委員 それでは聞きますけれども、立てかえたということの証拠を、これは前から言っているんだから出して下さいよ。お金を立てかえる場合には、これは立てかえた、借用書なり等々の書類を必ず取り交わさなきゃいけないんだ。しかも、土地改良区というのは社会的な公益団体ですから、そういう書類がなきゃいけないんです。そういうものがありましたか。

○木下政府参考人 今回の事案が明るくなった時点で、私ども、指導通達を發出したところでございます。中身につきましては、土地改良区が、党員である理事等本来支払うべき者から返還を求めるよう、都道府県を通じて指導を行っているところでございます。

現在まで既に党費の立てかえが明らかになった三十一道府県のうち、十五道府県におきましては金額、党員である理事の皆様方から土地改良区に立てかえ金の返還が終了しているという状況でございますし、また、その他の府県におきましても、まだ終了いたしておりますけれども、既に返還しつつあるというふうに考えております。

○石井(紘)委員 ちよつと、質問に答えてもらわなきゃ困るんだよね、時間を決めて質問をやっているんだから。質問に答えてくださいよ。時間稼ぎをやっちゃだめだよ。

○木下政府参考人 先ほどから申し上げましたように、実質的に個人が支払うべきものを立てかえたということで、今回の指導を通じて、現に党員である理事の皆様方から返還が行われているという状況でございます。

また、私も、このような立てかえにおきまして、一般的に借用書なるものを用いられるということはないというふうに承知をいたしております。

○石井(純)委員 あなた、ちょっとすごいことを言うね。金を借りたりする場合は、一般的にそういうものは用いられないというの、借用書や何かは。

大臣、普通、お金を借りたりする場合は、やはり借用書を使うでしょう、出すでしょう。出さないでやるんですか。公的な団体でもそうですか。それが一般的ですか。

○武部国務大臣 自民党の党の組織や党費のあり方というのは、先生御存じないということですが、四千元というの、地域支部に所属する議員の党費です。それで、地域支部の場合には、地域に還元されることになっていきますから、党本部に上げる金額は四千元じゃありません。

そういうようなことになっておりますので、例えば職域支部などは、職域支部においては、職域支部の党費は取らないというところもあるんだらうと思います。したがって、四千元のうち二千元というのは、先生は何とおっしゃいましたか、立てかえじゃなくて、そういうことになっていまして、いやいや、笑うけれどもそうになっているんですよ。民主党の総裁選挙も、千円出せば投票できるとか、それはそれぞれ融通無碍なところが各党あるんだらうと私は思うんですよ。ですから、そういう意味で、その職域支部は職域支部のルールでやっているわけです。地域支部、それから家族党員というのもありまして、これはこれでまた党費は違うわけですから。

しかし、そのことを私はいいことだと思っております。やはり、議員というのは全額党費を党本部に上げるものだらうと思うんです。そして、党から支部の活動費というのは別途配分されるべきものだと思ひまして、今、我が党におきまして、そういったことを徹底究明し、改革をしようとい

うことでありまして、ちょっとこれは、農村振興局長にそういう細かいところまで御質問されても正確な答弁は、私も具体的に、それは、それぞれの支部でいろいろやり方をやっているということがこれまでありましたものから、私も私の支部のことはわかりませんが、職域支部についてはいろいろあるところがあるんだらうということをお断りしたいと思ひます。

○石井(純)委員 土地改良区というのは公益的団体、公益性の非常に強い、法律に定められた団体でありまして、農水省も言っているように、「土地改良区が政党の党費や政治団体の会費を支出することは、土地改良法において認められている事業以外への支出であり、土地改良法に違反した不適法な支出である。」農水省が文書で出しているわけなんです、この中から目的外の自民党の党費というものを出したわけですよ。

出したんだけれども、それは、党費は今実際に自民党の党費である大臣がおっしゃるわけですから、それで私も了解いたしますが、そうだとすると、立てかえじゃなくて、これはもう肩がわりしてやった、あるいは、だれが議員だかわからないんだけれども、その人数分を土地改良区の中から払った、このような話じゃないですか。大臣、これはどう思ひますか。

○武部国務大臣 私は、おっしゃるとおり、問題があるということと返還を求めているわけですから、それはそのとおりだと思ひますけれども、きちっと払っているところもたくさんあるんですよ。これは、そういう立てかえというところは少ないんですよ。全部が全部、土地改良区がみんなそういうことをやっているというんじゃないんですよ。(発言する者あり) いや、少なかりやいというんじゃないですか、だから今の石井先生のお話に答えているわけですよ。

少ないからいいとか悪いとかという話じゃないんです。少なくとも悪いものは悪いんです。悪いものについては返還を求めているんですよ、悪いから。だけれども、土地改良区のすべてがそう

いう立てかえをやっているというんじゃない。最初にきちっと党費を払っている人たちに對してはそういうことは非常に失礼な話になるから、あえて私はそのことを申し上げているわけでありま

す。

○石井(純)委員 どうも大臣、答弁が、私が聞いていることと違うんだけれどもね。

私が聞いているのは、立てかえたと言ったたら、立てかえたについての何らかの取り交わした書類があるはずなんです。ところが、そんなものはあるわけがないんです。という、立てかえ

たんじゃなくて、改良区の会計の中から出しちゃった、そういう話なんですよ。それを話したきり言いなさいよ、はつきり。だから、その後の話は後の話ですよ、戻させるとかなんとかなんかというの。また後でやります。

これは立てかえたんじゃないやなくて肩がわりして出しちゃったんですよ。ちょっと大臣、それをどう思ひますか。大臣、せつかくいらつしやるんだから。

○武部国務大臣 立てかえたというふうに私は認識しております。

○石井(純)委員 大臣、調査の結果、その立てかえたという書類がどこにもないというんですよ。では、会計検査院にちよつと来てもらっている

ので聞きますけれども、会計検査院というのものを検査しなくちゃいけないんだよね、土地改良区の補助金で行っているわけだから。こういう党費を立てかえたという書類がどこかにあつたことはありますか。会計検査院、ちよつと言つてください。

○有川会計検査院当局者 土地改良区の経理につきましても委員御指摘の点、またこの委員会での御議論につきましても、私も今後、十分念頭に置きまして、個々の土地改良区が事業主体となつて実施しております補助事業の検査に当たりたいと考えております。

検査に当たりましては、補助事業に係る経理のほかに、補助事業の検査に必要な範囲で土地改良

区の関連する経理も見えていくことになると思ひております。

○石井(純)委員 そうすると、当然、土地改良区の会計というのとは一つなわけだから、土地改良事業の事業経費に関連する経費も検査する、こういうことではないか、過去五年間ずつと毎年やっていたんですね。これは五年間しか調べていないからそうなんだけれども、調べればもっと、十年も二十年もずつとやっていたんだ。会計検査院、これは気がつかないのか、それで検査院は、もし一今気がつかないのかというのが一つです。いいですか、覚えておいてください。

それから、土地改良区の会計の中から支出したんだけれども、これを今大臣は立てかえたと言っている。立てかえた場合には、立てかえたという書類が通常必要ですか、どうですか。その二つ、答えてください。

○有川会計検査院当局者 私ども、土地改良関係の事業につきましても、検査対象が数千万から数億単位のオーダーの検査対象がかなりあるということでありまして、今回問題になっております土地改良区が事業主体となつております事業は、老朽化施設の改修事業がほとんどでありまして、一件当たりの金額が数百万円というオーダーでありましたので、これまで余り検査してこなかったというのが実態でございます。したがって、今回の御議論、御指摘を踏まえまして、もう一度改めてこういった分野についても検査をしたいと考えております。

それから二点目でありまして、私も、私どもが与えられております職責は、土地改良区が事業主体となつて実施しております補助事業の適否でありますので、その補助事業が適切に行われたかどうか、そういう面から検査をしてまいりたいと考えております。

○石井(純)委員 あなた、ちょっと質問に答えな

きやだめだよ。

土地改良区の事業が適切に行われたかどうかというのを検査するためには、土地改良区の会計

を当然見なさいかぬでしょう。あなたがさつき言ったように、事業の予算だけじゃなくて、それについて関連費がどうだったとか、会計は一つになっているわけだから、こつちのお金だけ見たって、全体の中での使われ方を見なきゃこつちのお金がわからぬわけだから。

だからそういう意味で、不法な、違法な支出が行われたと農水省は言っているわけだから、この違法な支出が行われるについて、どういう形で行われたのか。立てかえという形で行われたとすれば、その立てかえた書類が必要だということを言っているわけですから、はっきり答えてください。

○有川会計検査院当局者 私どもの検査で、補助事業が適切にあるいは適正に使われたかどうかという範囲で、今委員御指摘のように、立てかえられたのかどうか、そういう問題も、当然、その補助事業の使途が適当であったのかどうかを認定するために必要な事実認定であればそこまで及ぶかと思えますけれども、その辺はちよつと、今後検査をしていく過程で私どもの職責の範囲内でどこまでやれるかということを御理解いただければと思います。

○石井(総)委員 あなた、職責の範囲内と云って、あなたたち、権限が要するにないということをお願いしたい。何を言いたいのか。職責の範囲内なんて意味がわからないじゃないか。

私は具体的に聞いているんだよ、土地改良区の会計の中から目的外の支出があったと。その支出はどういう支出だということも土地改良区の検査に当たって解明しなければ、土地改良区の検査にならないでしょう。もう一回言うから、はっきり答えなさいよ。それから、検査院はぐずぐずしていてだめだから、財務省にもちよつとそれを聞きますから、先に検査院ちよつと答弁してください。

○有川会計検査院当局者 委員の御要望のような答えになっていないかもしれませんが、私どもの検査は、補助金を違法に使ったり、目的どおりの使途ではなくて、それがどこへ使われたか

というもので究明するのが目的ではなくて、補助事業が適切に執行されたかどうかというところが一番の確認すべき、あるいは与えられている仕事だと思えます。

ただ、委員言われますとおり……

○石井(総)委員 もうなくてもいい、要らない、会計検査院は要らない。

財務省、どうですか。

○津田政府参考人 補助金の執行ということに関しては、その補助金を所管する各省各庁の責任と判断でこれは行うことになっております。したがって、私どもが一義的にお答えするのはいかかと思っておりますが、いずれにいたしましても、これは、今回の土地改良区の問題でございまして、まずは農林水産省の調査あるいは執行の問題としてとらえたいと考えております。

○石井(総)委員 財務省にちよつと重ねて伺いますが、土地改良事業というのは、これは補助金の事業です。国と都道府県から補助金が行って、受益者負担等もあつて、それで行われるのが土地改良事業ですね。そうすると、土地改良事業の会計というものは、当然一つの形であると思うのです。そうすると、その会計の中のどの金を出したか。農水省は、補助金は出していないんじゃないかなんて、はずだとか言っているわけですが、しかし、この会計というのは一体である以上、お金に色はついていないわけですから、補助金で行われている事業の会計というのは、やはりこれは一体のものとして見るのが会計法、財政法の解釈になると思うのです、いかがですか。

○津田政府参考人 適正なお答えになつていられるかわかりませんが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によりますと、特に補助事業者の方で、今の場合は土地改良区でございまして、区分して経理すべきであるというふうな規定はなされておられません。おりませんけれども、補助金等の目的とかあるいは内容に従ひまして適正に執行する責務を負っていると考えております。

○石井(総)委員 そういうことになりますと、農水大臣、これはただ単に土地改良法違反というだけではない、会計法の問題あるいは補助金等適正化法の問題になつてくるわけですね。

農水大臣、補助金が不正に使われたということになりますと、これは農水省としては、ただ悪いことをしたから謝って、今後しませんが、返してもらいますと。返してもらえんばいいという問題だけでは済まなくなるのです。土地改良法には罰則規定というふうなものがありません。罰則規定がなくたって、法律があるんだから、それは、悪いことをしても返してもらえんばいいというふうなものじゃ本来ないんですけれどもね。しかし、土地改良法違反だけじゃなくて、補助金の法律にも抵触すると思いませんか。

○武部国務大臣 補助金の交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適正な執行が確保されていると認識しております。これまで補助金の流用があつたとは承知しておりますので、このような支出は、土地改良区が組合員から徴収した事務運営費から支出されているものと認識をしております。

○石井(総)委員 そうしますと、先ほど挙げられた相当の数がありますね、自民党の党費を払った土地改良区というのは、この土地改良区は、すべて農民の皆さんの賦課金から党費を出したんだと。さつきは財務省は、補助金が出ていっている会計というものは分けられないという答弁なんです。

あなたの、大臣の答弁は、これを分けて、補助金の方は使っておりませんよ、だけれども、補助金以外のところの部分がちよつとありますからそこちよつと出したんですと、こういうようなことを言っている。しかし、会計は一つなんです。それだったら、大臣、これ、きちつと証拠を出してもらわなきゃいけない。補助金が一切使われていないというのは、その根拠は何ですか。会計が分かれているんですか、どうなんですか。その根拠をはつきり言ってください。あなたじゃない、

今大臣に聞いているんだから。

○木下政府参考人 お答えしたいと思います。大臣から先ほど御答弁申し上げましたとおり、個々の補助金の交付に当たりましては、補助金の適正化法に基づきまして、一つは、補助金の交付申請に係ります書類の審査におきまして収支予算書提出させておるといふことが一つございまして。第二点目は、補助事業の遂行の状況に関する報告徴収を行っております。第三点目は、このような補助事業が終了した段階で、実績報告の際にも収支精算書というのを添付を義務づけしております。その内容を審査しておるところでございます。

先ほど申しましたように、このように補助金の交付決定から実績報告の収支精算書に至るまで厳密に講じられているところとございまして、適正な執行が確保されているというふうに認識をいたしております。

○石井(総)委員 では、時間が来ましたから、大臣、最後に、先ほど来の答弁、私は随分矛盾に満ちた答弁だと思つて、いいかげんだと思つて、これは。だって、会計は一つなのに補助金は使っていない、そういうようなことは証拠がなければ言えないはずですよ。

それでは、大臣は、土地改良区からの自民党費の支出というものは、この土地改良法には違反しているけれども、返せばいいんだ、そういうふうにお考えですか。それで、これについての農水省の、あるいは大臣の責任というのは、これは農水省はちゃんと文書を出しているわけですから、農水省だって責任があるからこういう文書を出しているんだでしょう。こういうことについての責任というものはどういう立場なんですか、農水省及び大臣は。

○武部国務大臣 今後も適法に執行していくように努力するというところで責任を果たしていきたい、かように存じます。

○石井(総)委員 時間が参りましたので、どうも普通のやりとりとは思えない答弁ばかりで、まあ、

さつぱりこれ、空中で飛行機がすれ違っているようなやりとりでございましてけれども、これも後々のためにやはり残っていくことになると思いますので、きょうは以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○堀込委員長 次に、永田寿康君。

○永田委員 どうもお疲れさまでございます。

私も、土地改良法についていろいろ、あるいは土地改良区からの自民党に対する違法な党費立てかえ問題、こうしたことについて御質問させていただきますが、何しろ土地改良法あるいは土地改良事業というものは大変事業規模が大きい、予算の面から見ても非常に事業規模が大きいので、果たしてこれがちゃんとした効果を上げているのかどうかということをやはり検証しなきゃいけないと思います。

そうした過去に行ってきた政策の中で、農水省が行ってきた農業関係の政策の中では、土地改良事業というものは大変大きなウエートを占めておるといふふうに私は認識しておりますが、果たしてここまで大きな事業規模でやっていく価値があるのか、もっとほかになるべきことがあるのではないかと、そういうような観点から、ぜひ、小泉政権の農業政策に関する構造改革、こういったものの意味合いを教えてくださいたいと思います。

そこで、まず第一に、ぜひ大臣にお話をいただきたいのは、現在農業が抱える主要な問題として、解決すべき問題としてどのようなものがあるか、というふうに御認識なされていらっしゃると思います。

○武部国務大臣 数々あると思います。

我が国の食料、農業、農村については、まず食料の自給率が低下しているということが非常に大きな問題だ、かように認識しております。昭和から平成にかわるころは五〇%あったんですね。現在は四〇%を割っていると思います。このままの趨勢でいきますと、十年後には三八%ぐらいになる、こう言われているわけでありまして、私どもは新しい基本法に基づいて、この食料自給率を

十年間に四五%にまで維持したい、そういう目標を持って臨もうとしているわけでありまして。この食料自給率の問題が一つ大きな問題であります。自給率四五%でもどうにもならぬじゃないかという議論がありますが、これは輸出国の協力関係ということも大事でありまして、私は食料の分野にありましても、集団的な食料の安全保障政策というものを将来的に構築するような考え方を持たなきゃならぬ、かように思っております。

もう一つの問題は、農村における高齢化ということ、若い方々もかなり農村を離れる、その結果、農地が減少したり耕作放棄地が増加している、そういう問題が二つ目にはあると思います。三つ目には、今も申し上げましたが、農村社会というものが高齢化とともに過疎化という問題で非常に活力が乏しくなっている、そういう問題があると思います。したがって、地域社会の維持、共同生活の維持が困難になっている、集落も相当数もう成り立たないような状況になっているということから、私どもは新しい農山漁村の可能性というものを真剣に考えていかなければならぬ。

それで、農村における集落の再編、それから同時に、都市居住者の皆さん方からすれば、自然に帰りたいといいますが、人と自然との共生ということについての願望がある、こう思いますので、都市居住者の皆さん方のための新しいコミュニティづくりというようにすることも考えていくべきだ、という認識で今取り組んでおるわけでございます。

○永田委員 今の御答弁であれば、私も農林水産委員会に入ってから一年近くになるわけですから、大臣、今の質問に対しては、自給率、高齢化等の問題、若年層の流出の問題、それから農村社会が崩壊しかかっている、このようにお答えいただければほとんど一分で済み答弁なので、その調子で簡潔にお願いします。非常に貴重な時間なので、国民の税金を使って我々この会議を開き、そして議員活動をしているわけですから、ぜひ簡潔にお願いをしたいと思います。

さて、では今挙げられた三点が四点か、組み方によって違うと思いますが、そうした認識されている問題は、土地改良事業を計画どおりに行っていくと解消するんですか。

○武部国務大臣 土地改良事業だけじゃありません。土地改良事業のみならず、食生活の見直しや意欲ある担い手の育成、優良農地の確保と流動化、技術の開発普及、総合的な農村振興といった諸施策を着実に推進していくことが重要だ。このことについてはもう少し私の考えを詳しく述べたいのでありますが、短くということですから以上で答弁いたします。

○永田委員 では、今挙げられた、食生活の見直しとか優良農地の確保、担い手の育成、こういった政策オプションは、数々、農林水産委員会でも大臣が説明してこられた。あるいは予算委員会でも、予算の面からどういうような施策を考えているというメニューが挙げられています。

これらを全部実施すると、先ほど大臣が挙げられた、農業、農村の抱えている問題というのは解消するんですか。

○武部国務大臣 永田先生のように私は頭の中の構造がすぐれておりませんので、簡単にこのことについて一言でお答えすることは難しいと思いますが、今申し上げましたように、農業政策というのは多岐多様にわたるものがありますので、土地改良といいますが、耕地面積をどうするか、どういふふうに耕地を確保していくか、これを利用していくかということや、あるいはまた、細かく言えば、今農地の集積ということがかなり進んではおりますけれども、これもまだ十分じゃありませんで、そういったことなど多様な問題を抱えているということと、それとどのようにトータルで解決していくかということが今後の農林水産省の使命だ、かように認識しております。

○永田委員 数々の施策を打てば大臣が御認識だった農業の問題は解決するのかわという質問をした結果、解消するといふ答弁がなかったもので、これは、解消しない、解消するとは限らない、この

ような答弁だといふふうに受け取らせていただきます。違うのであれば、解消するといふふうにもう一度おっしゃっていただきたいと思えます。

○武部国務大臣 あなたはあなたの主観で判断されるのでありましようが、私どもはそういった問題を解決するために農林水産省の仕事を使命としてやっているわけでありまして、私も、そんなことは解消できないという考え方で農林大臣をやっているわけじゃありませんで、それは少し失礼な言い方じゃないかと思いますが。

我々は解消させようというところで努力しているわけでありまして、しかも、農林水産省の仕事というのは、土地改良の問題も含めまして、都市と農村の混住化の問題、これは先ほどもどなたかの質問にありましたけれども、農林水産省というのは少し親切過ぎるところがあるという認識を私は持っているんです。これは本来農林水産省のやる仕事かと。しかし、そこに人が住んでいる以上は、そこに住んでいる人々のさまざまな問題解決、ニーズにこたえなきゃならないという要請もあるわけなんです。しかし、それがスムーズに進まない。

しかし、農林水産省の事業で、あるいは土地改良の事業でそういった問題解決にこたえられるならば、最大限こたえる努力をしようというふうなことやってきているわけでありまして、我々は、この前提として、永田先生を初めとする国民各界各層の理解と協力、合意が今後非常に大事になってくる、こういう認識を持って努力をしていきたいと思っております。

○永田委員 去年の九月ぐらいですか、概算要求が終わった直後、農林水産省の局長以下審議官、皆さん民主党的に御説明にいられて、平成十三年度の予算について、これこれこういうことをするために必要だからこういう予算をつけるんだ、あるいは、こういう予算はこれこれのために必要なんだ、そういうお話をしました。私は思ったんですね。国民が聞きたいのは必要

だと言葉じゃないんですよ。必要だ、必要だといって予算をつぎ込み、そして政策を打ちつけて、結果、十分でなければそれはむだになっちゃうんですよ。努力というのは結果があるから初めて意味があるんであって、どんなに努力したって結果が十分でなければ、その努力は、美しいことではあるかもしれないけれども、事政治の世界ではそれはむだと言いますよ。だから、こういうような効果を出すために努力しているんだというのは、はつきり言つて政府が国民に対して吐く言葉としてはこれまた失礼な話ですね。ですから、これで十分だという声が聞きたいんですけれども、大臣、改めて伺います。

今農水省が掲げているプランを全部計画どおりに実行したら、農水省があるいは農林大臣が認識している農業、農村に関する問題、これは解消するために十分なんですか。

○武部国務大臣 常に世の中は理想と現実というのはありますよね。農林水産省として予算の面で農業の構造改革といえ、予算の削減かと、すぐマスコミ報道はそういうとらえ方をします。国民の間にもそういう風潮がなきにしもあらず。

しかし、農業の重要性、農山漁村の重要性ということとを国民の皆さん方に御理解をいただくならば、特に私どもの目指すところは、食料の安定供給と美しい国づくり、森と海は命のふるさと、こう位置づけているわけですよ。今後の社会は人と自然が共生できる循環型社会の実現を目指している、都市の皆さん方からすれば、居住者からすれば、おいしい水、きれいな空気、美しい自然、新鮮で安全な食べ物、こういったものを求めているんだらうと思うんです。しかし、都市ではそれができない。

だから、我々としては、おせっかいといえおせっかいかもしれませんが、都市居住者の皆さん方のそういう願望にもこたえるような努力をしていこう、それにあわせて環境を守っていこう、そして地球温暖化という問題にみずから少しでもこたえていこう、こう考えているわけでありまして

ら、そういうようなことを実現するためには到底今の予算では足りませんよ。私はそういう認識なんです。

国民から見れば、どの国民を指して言うかわかりませんが、私は、やはりあくまでもそういう理想を目指して努力していくという過程にある、こう思いますよ。そんな、十分だと言ったつたら、私、大臣就任一年間で全部理想にできるといような予算じゃありませんからね。

そういうことをもう少し考えて、農林水産委員としてあなたも非常に見識のある御発言をたび重ねておられるわけでありまして、ぜひこれから経験も積まれて、そういう広い範囲でもう少し農林水産省の仕事を御理解いただければありがたい、このようにお願いしたいと思ひます。

○永田委員 そのお願いは恐らく受け入れることができないと思ひます。

では、切り口を変えましょう。

目標がある、問題認識があつてその問題を解決するための目標がある、それを実現するために努力をする、政策を打つ、法律をつくる、予算を執行する。目標を達成できないかもしれない。達成できるとは限らないと今おっしゃった。

僕が先ほど質問したのは、実は、今農水省が計画をしている政策をすべて、大臣が今、一年とは限らないと。何年かかってもいいんです。これから先、ずっと続いていく政策を全部実行したら問題は解決するんですかというふうにお伺ひしたのであつて、別に大臣の任期に限らない話なんですけれども。

できる、今のプランを全部実行すれば。できるんだつたらもう十分じゃないですか。そういうのを十分条件というんですよ。

では、いいですか、今プランとして挙がつている、計画されている政策が全部実行されたら、食料の安定供給と美しい国づくりができる、今大臣がおっしゃいましたよね。だったら、もうこれ以上の政策は必要ありませんね。つまり、今やっていることだけやつていけば十分だという話なんですよ。僕は、どういう効果が生まれるんですかと聞いたら、あなたは今そうおっしゃったんだから、もうこれ以上必要ないですよ。確認したいんですけれども、必要ないですよ。

○武部国務大臣 あなたの頭の中身は少し狭いんですね。私の頭も私の心も限りなく発展しているんですよ。一つの理想実現ができたまた次なる理想と、そういうふうな次から次と広がっていくわけでありまして、今のプランについて、私のどのプランを指して言っているのかわかりませんが、この間お示ししたものは、私の私案を指して言っておられるとすれば、まだまだこれは一部の一部ですよ、万分之一と言つて過言でないわけでありまして、ですから、我々の努力は果てしなく続く、日本の将来とともに果てしなく続く、こういうふうに、御理解いただけないかもしれないが、私はこのように申し上げたいと思ひます。

○永田委員 大臣、失礼を承知で申し上げれば、どうも答弁が不謹慎ですよ。そういう行け行けどんだんどの体質というのがいけなないんじゃないかと私今回の質問でも申し上げたとおりだと思ひますが、そういう行け行けどんだんどの拡大主義がこの財政破綻を招いているわけですよ。大きな政府をつくつてそれで御満足かもしれないけれども、果てしなく広がる大臣の夢を、それを実現するために、国民の血税を使つたり、国の予算でもつている農水省を使つたりするのはやめていただきたいんですよ。

はつきり言つて、私は、先ほど申したとおり、まず最初の質問は、大臣は農業が抱える問題はど

のようなものだと思ひますかと言つたら、これこれの三点、四点ですとおっしゃった。その後、今農水省が出している政策プランを計画どおり全部実行したら何が起るんですかというふうにおっしゃたら、食料の安定供給と美しい国づくりができるんだという話になった。

はつきり言つて、大臣、最初の問題意識の質問では、大臣、自給率の問題を最初に挙げられましたよね。事業部門に限つては、国民が農水省に期待しているのは、食料安全保障、これはもう第一なんです。もちろん農村が、高齢化が進んで社会が崩壊しかかっているというのは、僕も十分厳しい問題だと思つて認識していますけれども、だけれども、農業がちゃんと食料の安定供給という機能を果たしていれば、農村の崩壊の話というのは、これはまた別の政策で、別に農水省がやる話じゃないんですよ。先ほど大臣もおっしゃった。これは幾ら何でも農水省がやるべき問題ではないんじゃないかというふうなものも含まれているとおっしゃった。

確かにそうです。どこの地域であっても、日本じゅうどの地域、農村も漁村も都市も、地域が崩壊するという話であれば、それは、それぞれ個別の産業を所管している官庁がやるのではなくて、地域の、社会の問題として、別のやり方でやるべきだというふうには私は思つていられるわけですね。

ですから、農業に関しては、農水省に期待されている役割というのは、これは食料自給率の問題です。それが、先ほど大臣がおっしゃった、今農林水産省が掲げているプランを実行すれば食料の安定供給は実現するんだというふうにおっしゃるのであれば、それ以上大臣がどんなに見果てぬ夢を見ても、それは国民の目から見ても、やめていただきたいと思うのがやはり普通の感情だと思ひますよ。もう少し緊張感を持つて答弁をしていただきたい。

さて、では翻つて、今農林水産省が掲げている

政策のプラン、これを全部実行すれば食料自給率が、ちゃんと安定的に食料が確保できるように自給率は上がるんだというふうにさつきおっしゃった、大臣、そう答弁なさった。

その中で、実は、そうはいっても、むだなものもあったんじゃないか、政策の中に。そういうような意識というのはあるわけですね。つまり、必要條件はちゃんと満たしている。今の政策プランをやればうまくいくかもしれない。だけれども、一部削っても食料自給率はちゃんと上がるんじゃないかという思いもあるわけですよ。

今までやったものの中で、何かむだだなと思えるものはありますか。

○武部国務大臣 結果としてむだだったということも、ないわけではありませんね。

しかし、自給率の問題についても、永田先生御承知のとおり、米は、主食については、ほぼ一〇〇%自給できる体制になっています。もう少し米の消費がふえても、さらに増田すれば、増田といえますか、生産調整を緩和すればいいわけですかね。

ただ、問題は、小麦だとか大豆だとかというのは一〇%未満なんです。それから、飼料作物は二〇%程度。今、食料の安全保障の話をしましたけれども、中国からほとんど入ってきています。そういう、中国から安いものを買った方がいいんじゃないかという議論をするところもあります。

しかし、魚について言うと、高級魚はこれまで、中国の船がとった魚が日本に輸出されたものが、中国自身の人々の生活水準が上がるとまた消費が変わってくるわけですね、消費志向が。それで、今入ってこないという問題も出ているわけでありますから、これは絶えず動くと思いますよ。中国が将来ともに食料輸出国として成り立っていくか、十二億、十三億の民が。

そういうことを考えると、我々が目指しているのは、一〇〇%の食料の自給を目指しているわけじゃない嘛、残念ながら、十年間で四五%にしようということですからこれは容易でないとい

う思いでありますから、私の食料供給、安定供給というのは一〇〇%じゃないということを申し上げたいと思う。

質問に答えていないとおっしゃるかもしれませんが、大事なところでそのことを申し上げたいと思いますが、今、関連あるからお話ししたいんですけれども、例えば、こんなに日本人が米を食べなくなる、そういう予測がでなかったというところは、これはある意味では農林水産省として見通しを誤ったと言われれば、それまで。

魚も、あなたのこの間の、エビだとかマグロはみんな外国から入ってきているじゃないか、そんなもの、どうやって自給するんだと。これも、やはり消費者や国民の皆さん方の魚介類に対する嗜好が変わってきた。これは動くんです。日本のような自由経済体制といいますが、非常に国民の一人一人の嗜好というものを大事にする、そういう国は、食料の自給率も絶えず変わってくる心配があるわけであります。

常にそれに対応した政策を施していかなきゃならないというところが我々の苦しいところでありまして、結果として増田をし過ぎたところがあることは一つ反省しなきゃならないところはあるかもしれない。しかし、それは結果としてであって、当初そこまで予測できたかどうかということを見ると、これはまた酷な話ということになるのかな。

したがって、現実を踏まえた上で、今後どのように改善していくか、改革していくかという視点で我々は行政を進めていかなきゃならぬ、そういう認識で努力しているわけですよ。そのことを御理解いただきたいと思いますが、永田先生の厳しい御鞭撻はあえて謙虚に受けとめて、今後、さまざま反省の念も含めて努力してまいりたいと思います。

○永田委員 私もう役人臭いのか、役人臭さが抜けないのか、言葉遣いには非常に厳しく使っているつもりなんですけれども。

今大臣がおっしゃったのは、政策の失敗なんです。外的要因が変化したら、ねらったとおり効果が上げられなかった、これは失敗というのですよ。むだというのは、目立つた外的要因の変化がないのに、当初ねらった政策効果が発揮できなかったというものをむだというのですよ。

ですから、むだというものは過去にあったのか、あったとすれば、具体的には例えばこんなものがありましたというものがあれば挙げてください。

○武部国務大臣 人のいなくなったところに道路をつくったというのは、これはむだだったと思います。しかし、当時、そこに集落があつて人が住んでいた、学校も開校しなきゃならなくて、学校もなくなつてしまつた、子供が学校に就学できなくなつた、自分たちもそこを離れざるを得ないといつて町におりていく。残つた道路は、そういう道路をつくつたことはむだと言ふべきなのかどうかというところは、私は、その辺のころの政策評価というのは厳しく今後やっていかなきゃならないと思いますよ、先を見越して。

ですから、そこに人が住んでいるから道路をつくるというやり方は、むだにつながる、あるいは失敗につながる考え方だということで、私は非常に抵抗があるんですね、集落の再編とか、新しい農村コミュニティというものをつくっていくんだと。

しかし、むだなどということが指摘されないように、ただ農村集落だけの再編ではなくて、せっかく新しい集落を構築していくとするならば、やはりインターネットの利用も完璧に可能な、都市機能も備えたそういうコミュニティにしていかなきゃならぬだろうという構想を持っているわけですよ。そこから通うということ、あるいは生産施設も団地化するということも、今のうちからしつかり、今後十年、二十年を展望して、どういふような政策を構築していくかというやり方が、将来むだと言われないような政治や政策につながるんじゃないか、こう思っております。

今何がむだだったかといえば、人のいなくなつ

たところに道路をつくつたということはむだなんでしょうね。しかし、人が住んで、その時点ではむだと思つてやつていないわけですよ。ですから、それはなかなか、何がむだか、間違ひだったかという判断は非常に難しいんじゃないかと思ひますが、今後できるだけ科学的に分析してやつていかなきゃならない。

しかし、民主主義の国ですから、やはり住んでいる人々や国民の理解と協力ということがあるんです。そのこと、国民の協力的な考え方、それが将来にすばらしい計画であつたと言われることかもしれないけれども、残念ながら、現実には立法府の御理解も協力もいまだかなきゃなりませんし、地域の人々の理解と協力も得られなかなきゃありませんし、国民の判断もあるだろうということでありまして、ぜひそのことを御理解いただいて、御協力願ひたいと思ひます。

○永田委員 結局この質問は、一連の流れというのは、今後農林水産省あるいは小泉内閣はどのような農業の構造改革を進める、そのために農業政策をどのように転換し、変換していくのか、こういうようなことをお伺ひするために今までの流れ、ストーリーをつくつてきたわけですよ。

はつきり言つて、農業予算にも少なからずむだが見られる、あるいは失敗も見られるということは今大臣お認めになつたとおりです。人間というのは失敗から学ぶ生き物ですから、何かやつたときに、成功したら、ああよかったなで終わります。失敗したときに、悔しいな、何があつたんだらう、そこで反省することによって初めて人間というのは学ぶんです。

だから、過去の失敗に立つて、失敗の反省に立つて、どのような反省をして、今後それをどういふように生かしていくのか、国民に説明できる、小泉内閣は国民に説明する言葉というものをとても大切にしている内閣だと思ひます。ですから大臣、総理や田中眞紀子外務大臣に負けないように、ぜひはつきりした歯切れのいい言葉で、どのような

反省に立つて、今後どういうふうにならなかつたような考え方をこういふふうに取り入れていくんだということを表明していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○武部国務大臣 総理や田中さんと私はかなり性格も違いますので、私の方がいずれ主流になるだろう、こう確信はしておりますが、一言で申し上げますと、なかなか難しいと思います。

だから、国会で農林水産省の仕事はこういう仕事だと決めていただければむしろなるんです。しかし私は、先ほど来申し上げておりますように、食料の安定供給と美しい国づくりに向けて人と自然の共生社会というものを実現していく、それには食料の自給率の向上と循環社会の構築ということに重点化していく。そして、農林水産省の構造改革、今までのような総花的な予算の投資や政策展開をやめていく、産業政策として食料の自給率ということにチャレンジしていく。

しかし、生きがい健康型の農業や資源維持管理型の農業、あるいは観光レクリエーション型の農業もあつていいだろう。しかし、そういったことについての配分については、十分国民の理解を得ながら考えていく。それから、新しい村づくりといいますが、そういうようなことも、これも農業や農山村だけのものではありませんが、東京に住んでいる都市の皆さん方だって自然を求めているわけですから、そういったものにもこたえていく。

しかし、それは農林水産省、そこまでやらなくていいよ、都市に住んでいる人たちが、環境はどうなつてもいい、山と海は命のふるさとと我々は申し上げておきますけれども、何を言っているんだ、山も海も関係ない、食料の自給率だけしかかりやつてくれれば、農林水産省はそれで役目十分だといふのであればそういう範疇でやろうと思つていますが、私はそれはそういう考えじゃありませんので、森と海は命のふるさとだ、こう思っているわけですから。

だから、そう簡単に一言では言えない。小泉さんや田中さんのような言い方は私にはできない。私は人間が幅広いですからね。非常に心の政治家でありますので、そのことを御理解いただきたいと思ひます。

○永田委員 総理や外務大臣が幅の狭い人間で、しかも心の狭い人間だといふふうにおっしゃる農林大臣の勇氣には大変敬服をいたす次第でございます。

さて、今の答弁の中で一点だけ僕が気になったところがあります。過去の反省に立つて総花的な予算配分はやめよう、そして産業政策に徹して農業といふものをとらえていきたい、そのようにおっしゃつた。大変すばらしいことだと思ひます。毎年毎年出てくる予算の何と総花的なことか。今年はいしやうがないにしても、来年以降、これはきつちりと改められて、重点をはつきりした、まさにむだのない、失敗のしようのないことに国民の税金がつかまされていくことを切に切に期待をしております。

また最後にこの問題について、農政全般についての質問で最後に三分ほどとりたいんですが、今、産業政策として農業をとらえるというお話があつた。僕は常々思つてゐるんですが、農家の保護と農業の保護といふのは必ずしも同一ではないといふことを僕は最近感じてゐます。

端的な例は、最近のセーフガードの発動なんです。日本の農業といふものは参入障壁を極めて高くしてきました。既存の農家が保護されるように、新しい参入者が極めて高く強く規制されてきた。その結果何が起つたかといふと、国内でもうこれ以上農業をやりたいとできないといふ法人が海外へ出ていって、中国でネギやシイタケをつくつて、開発輸入をして国内農家にダメージを与える、そういう結果になりました。

果たして、国内農家を保護するための参入障壁を設定するといふことは、これは農家を保護することになつてゐるんじゃないかどうか、御答弁いただきたいと思ひます。

○武部国務大臣 誤解のないように申し上げておきますけれども、私は、農林水産省の仕事は、一つは、食料自給率の向上ということについて言うならば、経済政策、産業政策として市場原理、競争政策といふものを導入していかなければならぬ、したがつて、能力もある、意欲もある農業経営体といふものを育てていく、そうすると、専業農家でありまうとか法人ですね、法人化ということ、あるいは集落営農とかということに気を使つていかなきゃならない、こう思つております。

民間の企業の農業への参入ということも、現在でもそれは可能なわけです。特に、今農家の話がありましたけれども、農家の個人経営ということがどれほど農家の主婦に負担を与えているかといふことを考えますと、やはりこれからは法人化といふことがその主流になつてくるんだろうと思ひます。

また同時に、農業といふのはやはりマーケティングといふことをしっかり考えなきゃいけないと思ひます。種をまいて作物を育ててそれを収穫して売るだけでは余りにも能がない、こう思ひます。やはり生産、加工、流通。外食産業などを見ますと八十兆円以上ですね。しかし、農業の売り上げといふのは十兆円未満なんです。こういうことを考えると、経営の安定対策、所得政策といふことも、そういったことも入れていかなきゃならぬな、こう思つてゐるわけです。

しかし、もう一つは、資源を管理する、環境を守つていく、そういう担い手であるという一面が農家や農村の役割として非常に大きい面があるといふことも忘れてはならないと思ひます。ヨーロッパでも、フランス、ドイツあたりは環境重視のデカップリング、直接補償もしているぐらいであります。

しかも、農林水産省といふのは、山も海も我々の仕事なんです。有明海をどう再生さすかといふことも我々の仕事なんです。それから、山が荒れて、そしてシカだとか猿だとかイノシシだとか、そういったものが里になぜおびてくるかといふことは、山の管理が十分じゃないといふことな

うことは、山の管理が十分じゃないといふことなんです。間伐も行き届いていない。こういう、環境を守つていくといふこと、あるいは修復していくといふことも言えるかもしれません。改良していくといふこともあるでしょう。

そういったことを考えますと、非常に幅広いものがありまして、したがつて、産業政策プラス地域政策プラス資源管理政策といひますが、そういった三つの面があるんじゃないか、私はこう思つております。

御質問の趣旨に十分答えていないかもしれせんけれども、私は小さな政府論者でありますので、永田先生の主張はよくわかるんです。わかるとか公益的な機能だとか、少し長くなりますけれども、今年一年間に五百万ヘクタール、日本の全耕地面積に匹敵するだけの砂漠化現象が起つてゐるんです。一分間に日比谷公園の半分以上が砂漠化してゐるんです。そして、二十一世紀は水の世紀だ、私はこのように思ひます。

そういうふうなことを考えますと、もつともつと我々も努力しなきゃなりません。国民の皆さん方の理解と協力を求め、国民合意の上で今後の農林水産行政といふものをしっかりとやっていきたいと思ひます。

○永田委員 聞けば聞くほど総花的なことになつてしまふのではないかと不安を覚えますけれども、ぜひ抵抗勢力に負けないように改革をしつかり進めて、本当に重点的な政策に絞つて、大臣のお考えになつてゐる小さな政府は、実は世の中では結構大きな政府です。ですから、もつと小さな政府でいつていただきたいといふふうに思ひます。

さて、残つた時間は土地改良問題、土地改良区の自民党費立てかえ問題、これにやはり入らなければなりません。石井先輩も大変な御努力をなさつて質問されて

きました、まず第一の切り口は、自民党は、立てかえられていた党費を土地改良区の公共法人に返還するという事はないんですか。自民党が返すという事はないんですか。

○武部国務大臣 これはあくまでも個人が払うべき党費ですから、個人が返すのが当たり前だと。党としても、そういう通達を出して、一刻も早く正常な形に返還するようにということを督促しているわけです。

○永田委員 先ほど石井紘基議員の質問にあった中で、私がちよつと気になっていたんですけれども、それぞれの政治団体が土地改良区の公共法人に対して領収書を切っているはずですよね、党費を受け取るに。これはあて名は何になつているんですか。わかれば教えてください。あて名は、当然土地改良区の公共法人になつていないとおかしいですね。そうじゃないと、立てかえられていたという事はわからないと思うんですけれども、領収書はどういうふうになつていたかわかりますか。わかれば教えてください。

○木下政府参考人 私ども、その詳細について承知をいたしておりません。

○永田委員 では、ちよつと話の経緯を教えてください。いんですけれども、これはどうやって立てかえが発生したという事が発覚したんですか。

○木下政府参考人 経緯を申し上げますと、栃木県の事業でございまして、栃木県の事業の中で、具体的に、土地改良区が特定の政党あるいは政治団体の、それぞれの理事者が立てかえ払いをしていてというような話が個別の事業としてあつたというふうに聞いて、それが発端で栃木県として全体の調査を開始したということだろうというふうに理解をいたしております。

○永田委員 私もその栃木県のニュースはいろいろ調べさせていただいたんですが、その中で、過去にさかのぼって、もちろん先ほど石井紘基議員の質問に対する答弁にもあつたとおり、平成八年度以降の立てかえ額が詳細に出てきていますよね。これはどうやって調べたんですか。領収書を

調べたんですか、それとも決算書類なんかで調べたんですか。

○木下政府参考人 農林水産省といたしましては、土地改良区に対する監督は各都道府県の自治事務だということでございまして、各都道府県に調査を依頼したというところでございまして、各県ではそれぞれの土地改良区の決算書類に基づいて調査をしたというふうに承知をいたしております。

○永田委員 では、決算書類の中に、その支出の項目で、それぞれの政治団体の会費ないしは党費というような項目があつたというふうに推察して恐らく間違いありませんね。

○木下政府参考人 先ほど御説明いたしましたように、私も、都道府県を通じて今回の調査を実施したわけでございまして、都道府県の調査する過程でそのようなことを確認したというふうに承知をいたしてあります。

○永田委員 では、そういう決算書類があるのであれば、これは党費ないしは会費というものが支出されたのか、それとも土地改良区の組合員の個人的な借入金であるのかというの、決算書類を見れば、借入れと党費などの支出というのの違いから、それは過去の決算書類を見ればわかるわけですね。

ですから、それは今都道府県に調査を依頼しているからその実態はわからないというお話はあるんですけれども、この問題は、これが本当に立てかえだつたのか、それとも肩がわりをして本当に支出をするつもりだつたのかという証拠をそこに求めることができる大変重要なテーマだと思うので、委員長あるいは各委員におかれましては、今後その問題を議論するために、できたら集中審議の場を設けていただきたというふうな希望をここで一つ述べさせていただきたいと思ひます。

そして、これはやはり土地改良区の、恐らく一般組合員だけではないでしょう、役員の方も人数的には相当かかわつた立てかえないしは肩がわり

問題であつたと思ひます。これ、普通の商法ないしは刑法に照らし合わせれば背任ないしは横領に当たると思ひますが、これは刑事告発はしないんですか、農水省は。

○堀込委員長 永田寿康君の前段の質問については、後ほど理事会で協議をさせていただきます。

○木下政府参考人 今回の事業は、先ほど来御説明申し上げておられるとおり、土地改良区の理事者、これは土地改良法に基づきまして、法令あるいは規約等々に基づいて善良なる管理者の注意義務をもつて業務を遂行しなければならないという規定がございまして、今回の事業はまさにそのような理事者の善管注意義務違反というふうに私も理解をいたしていただいております。

○永田委員 ですから、注意義務違反にも当たるといふし、また背任または横領に当たると、両方同時にこれは該当すると私は思ひますけれども、なぜこれは刑事告発をしないんですか。

○木下政府参考人 私が先ほど申し上げたとおり、今回の事業は善管注意義務違反、それにつきまして、土地改良法の中で、善管注意義務違反に対する対抗措置として、理事者に対する損害賠償義務が課せられていてという点でございまして、まずは、今回の事業を見ますと、このような事業が明らかになつた段階で各都道府県が是正措置を実施しているわけでございます。その中で、先ほど来御説明をいたしておりますように、三十一道府県の中で十五道府県が既に完済をし、その他の府県におきましてもその途中であるというふうに理解をいたしてあります。

○永田委員 だから、そうじゃなくて、これは刑事罰でしようというお話をしているんですよ。注意義務違反に該当したら商法、刑法の適用は除外

されるんですか。

○木下政府参考人 先ほど来申し上げておられるとおり、まさに善管注意義務違反ということで私ども理解をいたしております。それぞれが具体的にどのような刑事罰に当たるかというについては答弁を差し控えたというふうに考えております。

○永田委員 何度お話をしてもお答えいただけないようでは、もう一回だけ御質問します。注意義務違反に該当したら刑事罰ないしは刑法、商法の適用は除外されるんですか。なぜ刑法、商法の適用の観点から刑事告発をしないんですか。答弁を差し控えるならば、なぜ答弁を差し控える必要があるのか、それが許されるのか、理由を示してください。

○木下政府参考人 私ども、今回の事業は、先ほど申し上げましたように、土地改良法違反の事業というふうに理解をいたしておりますけれども、それぞれそれが刑法なりそれぞれの法律に当たるかどうかににつきましては、それぞれの権限ある当局の判断にまづは一義的にゆだねるべきというふうに考えております。

○永田委員 御存じのとおり、国家公務員は、その職務上、不法行為を発見した場合には告発する義務があります。その後、これが本当に犯罪に該当するものなのかどうか、それは警察と司法当局が考えればいいんです。とりあえず、これは刑法、商法に照らし合わせれば背任または横領に当たる可能性が極めて高い、絶対に当たらないんだという証拠がない以上、これは刑事告発をする義務があるんですよ、国家公務員には。あなた、国家公務員法違反になりますよ。いいんですか、それで。

○木下政府参考人 今回の事業につきましては、都道府県がまずは是正指導を行っているわけでございます。土地改良法に基づきますと、そのような指導に基づきまして土地改良区が是正を行わない場合には、土地改良法の規定に基づきます是正命令がございまして、そのような場合は土地改良法に基づきます是正命令、あるいはこのような措置を

行わない場合、土地改良法に基づきます検査という規定がございます。

まず、私も、土地改良法に基づきます手続を進めるのが第一義だというふうに理解をいたしております。

○永田委員 そういふ甘ちゃんことをやっているからなめられるんですよ。

いいですか。普通の法人で役員なり社員なりが会社の金を勝手に使つて党費を払つてごらんないよ。どうなるか。これはもう明らかに、内部では正命令を出すとか、内部で調査して正命令に従つてお金を返還するなんというもので済まないんですよ。当然これは刑事告発の対象になるんです。

なぜ土地改良区の公共法人だけが刑事告発の対象にならないのか、その合理的な理由をちゃんとお示しいただかなければ、私、これ以上の質問、差し控えていただきますので、ちゃんと国民が納得するような合理的な答弁をしてくださいな。

○木下政府参考人 今回の事案に関連いたしました、実際に監督権限を有している各都道府県が是正措置の指導を行っているわけでございます。その中で、既に十五道府県におきましてはそのような違法状態が解消されたということが一点、それから、その他の府県におきましてもその途上であるということでございまして、まずはそれを持つべきだろうというふうに思っております。

○永田委員 こんな間違つた答弁、許しちやいけませんよ。

いいですか。お金を返したら違法状態が解消されたか今おっしゃいましたね。泥棒して金を返したら違法状態が解消するんですか。そんな間違つた認識の答弁をしているようじゃ委員会が進められませんか。責任、横領に当たるでしよう。

○木下政府参考人 今回の、理事者が特定の政党あるいは政治団体に行ったのは立てかえだというふうに私も理解をいたしております、そのよ

うな立てかえにつきまして既に是正措置が始まつておるということでございます。

○永田委員 立てかえの証拠もないのにこれは立てかえだつたと言ひ張り、そして先ほど来お話をしているのとおり、刑法、商法の告発対象にならないという合理的な説明がなされてないの、私はもうこれ以上質問できない。答弁者が間違つてゐる、これは明らかに。

委員長と理事の皆さんの御判断をもつて、今のお話、大変問題のある委員会運営であつたということをおつと御判断いただきたいのですけれども、私はもうこれ以上、とてもとてもこんな認識の人に質問しているあはれはないし、大体、国会をばかにしている、こんなのは。

○堀込委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○堀込委員長 速記を起こしてください。

永田寿康君から、刑事告発の理由あるいは今後の可否についての質問がございました。木下振興局長、答弁をお願いいたします。

○木下政府参考人 私ども、今回の事案につきましては、あくまでも理事者が払うべきものを立てかえたというふうに理解をいたしております、刑事告発の対象にならないというふうに理解をいたしております。

○永田委員 この問題、とても、今短い時間の中で取り上げるのはこれ以上ちよつと難しいと思うので、改めてこの問題についてきちんとした証拠を、なぜこれが立てかえと言へるのか、そして刑事告発にしないその理由として十分なものが、本当に合理的なものがあるのか国会に説明する義務があると思うので、これは国家公務員法違反になりますからね。ですから、そのところをしっかりと準備していただいた上で、改めて集中審議、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、土地改良区の組合員ないしは役員が実は自民党の選挙を一生懸命やっているという話は幾らでもあるんですよ。私のところにも

も内部告発がいっぱい来ています。これは一体どういうことなんですかね。大体、党費の立てかえをしたというけれども、何でも、全部自民党なんですとかね。偶然だという答弁だつたら僕は怒りますからね。(発言する者あり)

○武部国務大臣 今ちよつと横の方からも聞こえましたけれども、個人の資格で政治活動をするのは自由じゃないですか。しかも、自民党全部が土地改良区の関係者から応援してもらつてゐる、そういうお話でありましたけれども、必ずしもそうだと私は思いません。そうでない人もいろいろあります、これはやはり専ら個人の自由にあたることだ、こう思います。私を応援してくれないからといってこれは抗議はできません。

○永田委員 ここに翔武会収支報告書という、これは武部勲農林水産大臣の政治団体の政治資金収支報告書なんですけれども、確かに土地改良区からの献金はありますね。ですから、全員が応援してもらつてゐるわけでもないのは、私はその認識をしていますし、別に僕はそんなことを聞いていないので、質問に答えられないのは困つたことですが、けれども、質問されてないことに答えるのもこれまた困つたことなので、注意をしてください。

個人の自由だとおっしゃいますけれども、違ふんですよ。いいですか。この土地改良区というのは大変な補助金が出てゐる、そういう事業なんですよ。さらに、その土地改良区のいわゆる賦課金、後で本人負担で農家の皆さんが返してゐるお金、これは税金の次に徴収する順位が高い極めて公的なお金なんです。それを徴収し、税金を使ってつくつた施設を管理するということになれば、これは極めて公的な団体であるというふうに言つていいと私は思ふんですよ。普通の、ただの集まりじゃないんですよ。それが政治活動をばんばんしている。

そして、土地改良区の人、実は選挙の直前になると土地改良区事務所近くにマンションを借りて、そこで名簿の整理を、自民党の議員のあるいは自民党の……(発言する者あり)やつてゐる

んですよ。自民党の議員の名簿の整理とかあるいはあて名書きなんかをずっとやつてゐる。そこに

出ていつて……(発言する者あり)内部告発があるんですよ。そこに出ていつて、それで、あなた、何やつてゐるんですかと云つたら、きょうは事務所は休んでますからと、こういう話になる。

しかしその人は、自分の身分を名乗るときに土地改良区の事務所の役員何々という名前の名刺を使うというんですよ。休みの日も。一体、休んでいるからといってそういう活動をしていいのかという問題、やはりあるわけですよ。きょうは私は、土地改良区、休んでゐますから一般人ですというふうなことが通るのか。そして、土地改良区の政治連盟の肩書きを持った人から、私は土地改良区の何々政治連盟の者です、ついでには自民党議員何がしの後援会に入つてくだされいという依頼があつた、こういう内部告発もある。これは一体どういうことなんですかね、認識を。

だから、そういうようなことは、税金を使って、法的な根拠を持つて行われてゐる事業としては極めて不適切ではないかと指摘なんです。これが適切だと認識されてゐますか。

○武部国務大臣 土地改良区そのものがやつてゐるというのであれば問題だと思ひますけれども、政治連盟が政治活動をやるといふことについては、問題ないんじゃないかと私は思ひます。これは、労働組合も同じようなことが多々ありますね。だけれども、ちゃんと休みをとつてきてゐるんだ、そういう話をされれば、そうかな、こういうのが世間の常識になつてゐるのではないかと、こう思ひます、それがまた法に触れるということには当たらないのではないかと、かように思ひます。

○永田委員 では、例えば僕らの古巣の財務省の事務次官が、きょうは会社をお休みします、ついでにはどここの、財務省じゃつまらないか、金融庁にしましうかね、金融庁の次長がお休みをして銀行に電話して、いやあ、きょう僕休みなんだからね、ひとつ自民党に献金してくれないかね、こういう話をしたら、聞いている方はどう思ひます

平成十三年六月十九日

か。あなたが言っている、これは個人の自由な政治活動で法に触れていないと言えぬのですか。

○武部国務大臣 個別のそういった事例について、私はとやかく言う立場にはないと思います。

○永田委員 だから、そういう内部告発がたまたまあって、土地改良区の公共法人の役員が、きょうはお休みだと言って、それで自民党の政治活動をばんばんしている。そして特定の議員の後援会への入会も勧められる。このような実態は、税金を使っている事業の受け皿の法人として適切か否かというのを僕は伺っているのですが、いかがですか。

○武部国務大臣 強制されて言っているんですかね。みずから個人の自由に基づいて、個人の意思で政治活動をやっていることについては、私は何ら問題はないと思います。

○永田委員 では、一つ提案をしたいのですけれども、やはりこれは公的、法律の根拠を持ってやる事業である、しかも補助金もばんばん入っている、そして賦課金は税金に次ぐ強制徴収の順位になっている。ということは、これはもう役員は、少なくとも土地改良区の公共法人の役員はみなし公務員の規定をかけるのが適切だと僕は思うのですけれども。こうすれば当然政治活動も制限されますから非常に健全化されると思うのですけれども、この提案について大臣御本人はどう思われますか。(発言する者あり)

○木下政府参考人 土地改良区につきまして、まさに土地改良事業を実施しようとする場合に、十五人以上の発議者をベースにして土地改良区ができるということをごいまして、まさに土地改良区、土地改良事業その他附帯する事業しかできないという中身でございます。あくまでも民間の発意によりまして実施している、あるいは設立されるというような特別の法人でございますので、委員御指摘のようにみなし公務員制度を適用するというのは、法律上、非常に問題が多いというふう

○永田委員 ただ、例えば税務署の職員が税金を取りに行つて、そこでその徴税業務を妨害された場合には、これは公務執行妨害になるわけですよ。こういうふうには、賦課金も税金に次ぐ強制徴収権があるのだから、それはやはりみなし公務員をかけて、公務執行妨害の観点から、この徴収行為を保護してあげるといふこともとても大切なことだなというふうには私は思うわけで、ぜひ提案をさせていただきますね。

しかも先ほど、どこかの天の声、官公労も全部かけろというお話がありました。別に労働組合というのは、これは労働者の権利を守るための組合活動をしているわけであつて、そこには法的な権限もなければ税金もつぎ込まれておりません。ですから、こういうものが勝手に……(発言する者あり) 事業をやるための税金もつぎ込まれていないので、それは組合活動を保護しているということはありませんけれども、別にそれは、労働者が権利を守っているだけであつて、特定の事業に対して補助金をつけてもらつてががやれやれというふうな話じゃないのです。ですから、そういうことからすると全く違ふんです。

ですから、ぜひこれはみなし公務員の規定をかけてこの徴収行為を保護するとともに、政治活動も一定の制限を、少なくとも役員に関してはかけてあげる、その方がより健全だと思ふのです。何しろ、とにかくこういう国家権力を背景にした自民党の政治活動、目に余る。ひきようだ。

こういうものが国を大変誤つた方向に導いていくというのをぜひ認識をしていただいて、ぜひ集中審議の場も持っていただきたいと改めてお願いをして、私の質問、終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○堀込委員長 次に、高橋嘉信君。

○高橋(嘉)委員 自由党の高橋嘉信でございます。私は、我が国の農業に係る土地改良事業のあり方、これは大変重要な役割を担つてきたと思ひますが、今日の農業を取り巻く諸情勢を考えた場合、

果たしてこのままの進め方でいいものかどうか、疑問が残っております。

本日はこれらの点を、どうぞ冷静になつていただきまして、大臣にお伺いをいたします。主に水田整備、かん排事業に絞つて行いたいと思ひます。今後の水田基盤整備、土地改良の展開についてであります。どれぐらいの規模にまですれば整備目標の達成と言へるのかをお伺いしたいと思ひます。

つまり、私がお尋ねしているのは、大区画と言われる五反歩や一町歩、こういった水田ができ上がればそれでよしとするのか、またさらに二町歩、五町歩と、償還金を払い終わつたらまた基盤整備、そういう話になつていくのかどうか。その辺の適正規模をどのようにとらえていられるのか、お伺いをいたします。

○木下政府参考人 圃場整備の適正規模はどの程度かというふうなお尋ねだと思います。

私も、確かに、圃場整備する際に無理、むだをなくすべきという点につきましては、委員御指摘のとおりだろつというふうには思つております。ただ、具体的に圃場整備の目標をどうするかという際には、その時々々の農業情勢なりあるいはそのときの営農技術、機械化体系、それから施工技術に応じてそれぞれ変わつてくるのじゃないかなというふうには思つております。ただ、それにつきましては、あくまでも効率的な実施という観点から十分踏まえながら決定していく必要があるだろうというふうには考えております。

○高橋(嘉)委員 私の申し上げている趣旨は、農家負担を含めた問題と、あるいは食料の安定供給という見地に立つた中で、今の農業情勢もまた踏まえた中で、今度は大臣にお伺いしたいのです。大体どれぐらいの規模をもつてすれば、地域性もあると思ひます。それは十分理解しておりますが、どれぐらいの規模、また十年、十五年したら、大区画は今度は三町歩ですよということではやろうと思ひます。その辺のところをお伺いしたいと思ひます。

〔委員長退席、録事委員長代理着席〕

○武部国務大臣 専門的なことは局長に答弁させたいと思ひますが、先生御指摘のように、農業技術も含めて機械の性能、そういったことも時代とともに変わつてきていると思ひます。また北海道から沖縄までさまざまな農業形態があると思ひますし、当該農家の農地の形状、そういったものもあると思ひますから、私は、一概にはどの程度の規模というふうなことはなかなか断定は難しいのではないかと、こう思ひますけれども、効率のいい農地造成ということになりますれば、今日的にはかなり大規模な大区画ということも可能になっている、このように思ひます。

しかし、生産性だけを考えるわけにもいかないと、思いますし、農村の形成、集落等のあり方というふうなものも考えた上で、どのように計画していくかというのは、まずは第一義的には当事者である農家の皆さん方や地域の皆さん方の考えというものが重視されるのじゃないか。技術的には、相当広大な大区画が現時点においては可能になつてきているんじゃないのかな、私はかように思ひます。

○高橋(嘉)委員 食料・農業・農村基本法の中の農業経営の展望の中で、たしか、平成二十二年をもつて、家族経営では十町歩から二十町歩、生産組織では三十五町歩から五十町歩という試算が出ております。昨年の作付面積、百七十六万ヘクタール余り、これは単純計算した場合ですが、水稲経営を主業とする農家は、十町歩をその目安、目標とすれば十七万六千戸、それ以上の規模拡大を目指すというし、生産法人もありましたから、十万户もあればという御認識なんではいなかと思ひます。

○武部国務大臣 農家戸数で考えるのはいかがかと思ひます。今、基本法に基づく目安が一つありましようし、農家が共同で、あるいは法人化してやる場合の経営体の数とか、そういったものは今後いろいろ検討されなければならぬと思ひますが、私の頭には、今先生のお話しされたようなことを念頭に

しておりません。

○高橋(憲)委員 先ほど大臣も、生産性だけの問題じゃなくて、農村集落の云々と申されました。

では、農家全体で見た場合ですけれども、平成十一年には、総農家、三百二十四万戸ありました。十二年には三百二十万戸。そして、平成二十二年の見通しを見ると、二百三十万から二百七十万戸という見通しが農業構造の展望の中で述べられておりますけれども、この規模と農家数が達成されたとした場合、現在の農村社会を大きく変容させていると思えますが、いかがでしょうか。歴史ある文化、伝統といったものはどのようにしていくか。想像されている形で結構でございますので、大臣からお答え願います。

○武部国務大臣 先ほど来、ほかの委員の方との議論でも申し上げましたけれども、食料の自給率達成に向けて今後どういう経営体を考えていくかという場合には、やはり意欲と能力のある専業農家など、あるいは個々の農家が共同してやる集落営農とかあるいは法人化というようなことを考えてまいりますと、一概には言えないと思えますけれども、食料自給率達成に向けての生産者といえますか経営体ということになると、かなり絞られてくるんだらう、かように思います。これは、経済政策上、産業政策上、国際競争力のある足腰の強い農業ということを考えた場合にはそうせざるを得ませんし、私はそのことが非常に大事だ、かように思っております。

ただ、今農村に根づいている歴史的な背景にある伝統文化とかあるいは伝承文化とか、そういったものをどう考えていくかということは非常に重要でありまして、先ほど私が資源管理の政策上のお話もしましたのは、資源管理というのは、単にこれはそこに育っている植生だけじゃありませんで、文化の面も当然考えていかなければならないと思えます。

同時に、農村振興という地域政策という観点から考えますと、既に過疎化あるいは高齢化というものが限界に来ていると思えますので、やはり共

同生活が成り立つような集落の再編ということは不可欠だらう、かように思います。

そうなりますと、今十四万集落ぐらいあるんだそうでありまして、そこにお住まいになるのは自由として、都市の居住者の皆さん方にセカンドハウスとかセカンドコミュニティということがありますように、農村においても、やはりナショナルミニマムといえますか、一定水準以上の生活、特にその場合には情報インフラというのが非常に大事になってくるんじゃないかと思えます。同時に、そういう伝承文化等を守っていくということになれば、集落によっていろいろ違うと思えますね。

私も、この間、テレビで廃棄置置というようになことを見まして、どういう意味だらうなと思つて、先般、岩手県のタウンミーティングに参りまして、八戸と盛岡は南部藩だ。なるほどな、むしろ昔の藩に戻して、あとは道州制にした方がいいのかなど。しかし、市町村合併だとかそういうようなことの前提に、やはり一定水準以上のコミュニティというものは不可欠なんだろうと思えます。

そこところは大変悩ましいと思えますね。伝承文化とか農村に根づいている文化、政、そういったものを考慮に入れながら、どうして新しい農村コミュニティをつくっていくべきなのかというところはこれからの課題だとは思いますが、先生御指摘のようなことも十分踏まえながら、しかし、自給率の向上ということも考えることがどうしても不可欠になってくるんじゃないのかな。その際に、やはり産業政策上は思い切った効率のいい農業経営体というものを想定していかなきゃならぬ、かように考えます。

○高橋(憲)委員 アメリカのように四百町歩やそれぐらいの規模にするというのならわかるんですけれども、日本の場合、土地の流動化政策、集約化を国策として進めるにも限度があると思つておられます。その辺の指標があるものと思つてそのような話を聞いたわけでありまして、こ

の農業構造の展望で述べているのがつまり指標なのか、私はそう思つたからお伺いしたまでであります。

(録音委員長代理退席、委員長着席)

いずれ、離農の増大、耕作放棄地の増大、そして、今大臣そのようにおっしゃいましたが、集落機能は明らかに低下をしていると私は認識しております。また、高齢化、核家族化も進んでいると私は思っております。集落営農のリーダーはまして高齢者、このような実態で魅力ある農業なり地域づくりができるのでしょうか。私は、その点非常に疑問を持っております。やはり一度、集落営農のリーダーの人たちにも、現状で後継者が残ると思うか、育つと思うか、お尋ねになった方がよいのではないのでしょうか。

実際は既に把握していると思いますが、把握している中でもなおかつエンドレスに土地改良を行う、どんな基盤整備をするというのであれば、将来的には、今集落営農的な話をされましたけれども、その方が高齢者である、そしてリーダー以外には兼業農家の人たちが名前を連ねているだけだ、そのような実態であれば、企業あるいは株式会社経営する農業ということに将来は、それも視点としてもう考えざるを得ないという御見解なのではないか、その辺のところをお伺いいたします。

○武部国務大臣 私は、そういう方向にならざるを得ないのではないかと思います。特に個人経営というので一番しわ寄せを受けているのは農家の主婦です。こういって方々も、二度とない人生、二つとない命ですから、いろいろな考えを露出したいと先日タウンミーティングで、盛岡・滝沢の会場でもそういう発言をしておりました。また、青森におきましても、所得がだんだん低下している、我々が、女性が起業家をするということについて支援してもらいたい、そういうお話がありました。

数年前は、私どもが法人化などということ、あるいは株式会社などということを持ち出すと相当

な抵抗があったんですけれども、もう今日は、今先生御指摘のように、集落機能が低下している、高齢化している、過疎化している、しかも、一方において農地も荒廃している、環境も悪くなっている、どうするかというときに、やはりそこで新しい村づくりというものは必要になってくる。同時に、生産体制、システムということについても思い切った改革が必要だということは、一つの方角性としての法人化ということが避けて通れないのではないかと。

また、法人化も二つ意味があると思えます。一つは、経営体としての法人化と同時に、自分一人では一から十まではできないけれども、だれかがサポートしてくれるならばもつとやれるというようなことがあると思うんです。現に、もうコントラクターでありますとか、酪農家にはヘルパーというものが導入されているわけですね。そういうような少し公的な色彩のある法人化、これは農地をどうするかということにもかかわりがあります。そういうことも私は検討していくべき時期に来ていないんじゃないか、かように思っています。

○高橋(憲)委員 私は、大臣と見解を異にしておりますけれども、専業農家を生かすには生かすやり方があるであらうし、いろいろな雇用条件、経済的環境あるいは土地に対する執着心、兼業農家を否定すると言ふとちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、兼業農家の人たちにおやめいただくような方策をとるのだけが農業政策あるいは生産体制の整備ということにはつながらないと思っております。国民の食料の確保、安定供給はまさに言わずもがな、国家の基本でありますけれども、その辺のところ、もう少しやり方があるのではないかなと私は思っております。

農林省の見解では、六十五歳以上でも意欲さえあれば農業の担い手という認識をされておりましたが、このような点が僕は問題ではないかなとだから思っているわけでありまして。
新規卒卒就農者、平成十年は二千二百人、十一年は二千人。まさに、お医者さんになるより少な

い。こういった中で、大臣には、後継者育成という観点に立つたお考えあるいは具体策、以前はあったわけですが、その辺のところ、先ほどの話からすると、後継者対策ということについては考える余地がないということでございますか。その辺、お伺いします。

○武部国務大臣 私が申し上げているのは、基本的には、家族経営ということとは非常に重要だと思います。実態からして相当数二種兼農家も含めてあるわけですね。それから、やはり個人経営で、家族経営で相当力を持ってやっている人もいます。しかし、この人たちは既に有限会社とか生産法人という形で個人経営をしている、そういう実情もあることを先生は御承知だと思います。

後継者の問題であります。今一番問題なのは、農場の後継者がいないということが一番大きな問題だと思っております。であればこそ、二種兼農家の方々でも、二種兼農家というの外へ行って働いて自分でやっているわけですね。しかし、この人たちは高齢化してくると、やはり助けが欲しいんじゃないでしょうか、ヘルパーだとかですね。私も言う法人化というのは、一つの経営体としての法人化だけを言っているのじゃありませんで、個人経営として、家族経営としてやっていた人が、高齢化したりさまざまな条件下で、一人では一から十まではできない、一方においては経営の規模拡大というようなことも、それはとてもできないというときにヘルパーを、酪農の場合であれば、ヘルパーを派遣してくればできる。あるいは耕作だとか収穫だとか、そういったことについて大きい機械を入れて、近代的な機械を入れてやる、経済的な負担には耐えられない。しかし、そういったものが、法人が受託して、アウトソース法人にできるというような組み合わせがあれば、まだまだ私は、農村で農業をやることは個人経営としても成り立つ、こう思っているわけがあります。

後継者の問題は、むしろそういった法人から入っていく、そういったところから農業の世界に入っていく。今ある農家のところに、後継者がいないからそこにしやにむに若い人を招き寄せるといようなことは、なかなかリスクが大き過ぎるんじゃないか。そういう意味では、後継者対策という観点から、先ほど申し上げましたような二つのタイプの法人というものが必要になってくるんじゃないのかなどというのを申し上げているわけですね。

○高橋(嘉)委員 では、他方、新規就農者を見た場合ですけれども、土地利用型農業の展開とか土地の集積、規模拡大を望む方向にあるかどうか、あるいは、それで手がけた人がいらつしやるのであれば、その方々は継続しているのかどうか、その辺のところをお伺いしたいのであります。

○木下政府参考人 新規就農者でございますけれども、三十九歳未満で、十二年度はもう一人を超過したという実績でございます。私も、新規就農対策、毎年毎年充実をしてきておるわけでございますけれども、先生御承知のとおり、その中でどの程度の方が定着をしているのかという点につきましては、たしか全国農業会議所の調査があったというふうに思いますが、私も、私も理解している限りによりますと、新規就農対策でされた方々、相当程度定着率が高いというふうな記憶をいたしております。

○高橋(嘉)委員 でも、土地利用型農業の展開とか規模の拡大というのには趣味的な部分が多いんじゃないですか。その辺、傾向だけでも結構でございますけれども。

○木下政府参考人 新規就農者で見ますと、どちらかといいますと、土地によらないような施設園芸あるいは花卉等々に相当程度ウェイトが多いというのはいま先生御指摘のとおりだというふうに理解をいたしております。

○高橋(嘉)委員 では次に、大臣にお伺いしたいのであります。いろいろお考えのところは少しずつわかってまいりましたけれども、生産性の向上を目指した土地改良事業が農家所得の安定あるいは向上に結び

ついていない現状をどのようにお考えでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○武部国務大臣 済みません、ちよつと正確に御質問の趣旨を理解していませんでした。ですから、今後ろに聞きまして改めてお答えしたいと思っております。

従来から、土地改良事業は、農家の経営形態などを踏まえて、農業生産性の向上による農家所得の拡大を目指した営農計画を作成した上で実施するということが重要であると認識しております。このため、営農計画は、地域のモデル経営類型を設定し、代表農家からの聞き取りによる営農実態調査等により農家経営実態を適切に把握した上で、受益農家及び市町村、農協等の地元関係機関から成る営農検討組織において検討した上で作成しているところでございます。

今後とも、営農経営実態を踏まえまして、受益農家の意向を反映させた営農計画による事業の実施に努めてまいりたいと思っております。

○高橋(嘉)委員 いずれ事業を進めるに当たって、農家経営の実態の把握、見通しの辺がちよつとはつきりしていないんじゃないかなと思っております。

要は、負債農家がふえる、ですから離農するわけでありまして。そういった中に新たな基盤整備をやっていくと、農家負担はもう一方なわけでありまして、僕は、その辺のところを見通しを立ててのことかと。国家戦略的な部分は、よく、基盤をつくっておけばいいんだ、その部分はわかりませんが、その辺がどうも何か両輪うまく歩んでいないような気がしてならないのであります。

では次に、今回の改正で市町村長との協議の前二十日以上公告縦覧期間がございますが、農家に対してのアプローチがこれだけでは少し弱いのではないかと意見もありますが、この点について大臣は何かお考えでしょうか。

○木下政府参考人 土地改良事業の事業の進め方につきまして、まず私の方から事務的な御説明を

申し上げたいというふうに思っております。

従来、土地改良事業を実施する際には、十五人以上の発議者、農家がまず要るわけでございまして、その方が事業計画をつくるわけでございまして、この中で、具体的にそれぞれのやろうとしている地区の、あるいは事業の、どういうふうになるか、経済効果はどうなるかという点につきまして十分御説明をし、賛同者を募るということになるわけでございます。

先生御指摘の点でございますけれども、今回私も御提案申し上げておりますのは、そのような事業計画の段階におきまして、そのような農家以外の方につきましても十分な理解を得る必要があるだろうという点につきまして、今回そのような規定を設けているわけでございまして、先生御指摘のように、事業を実施する際には、あくまでも、地区内の農家の皆さん方に十分御説明をするということが大事だろうというふうに思っております。

○高橋(嘉)委員 では、例えばですけれども、事業実施の際に設計基準が受益農家に示された場合、実態との乖離も指摘されるという話も聞いておりますが、こういった場合についてはどうなんでしょうか。

○木下政府参考人 私ども、これからの土地改良事業、農業農村整備事業を考える際に、全国的な一律的な基準ではなくて、あくまでも地域あるいは現場に即した整備水準が必要だというふうに理解をいたしております。したがって、今後私も目指していくべき方向といたしましては、それぞれの地域の実態、ニーズを踏まえた整備水準なり整備のやり方が重要だというふうに思っております。そういう方向で改革していきたいというふうに考えております。

○高橋(嘉)委員 ぜひそのようにお願いを申し上げます。では、さらに、今改正で住民の意見を聞くことが盛り込まれておりますが、これらの意見を事業計画にどのように反映させていくのか。また、こ

これらの意見及び取り扱いについて公表するなど、もう少し対話あるいは透明性を高める必要があると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○木下政府参考人 申請人がつくりました事業計画の概要でございます。この中で、いわば地域外のの人たちにつきましても、そのような事業計画の概要を閲覧し、いろいろな案について意見をいただく、その中で、申請人のサイドで取り入れることが可能なものにつきましては、事業計画概要の変更というふうなことになるかと思っております。

私ども、そのようないろいろな方々から意見を寄せられるというふうに推測いたしておりますけれども、そのようないろいろな方々からの意見につきましても、事業計画にどのように反映されたのか、あるいはされなかったのかということにつきましては、国ないし県の方で取りまとめて公表していくということが適当だろうというふうに考えております。

○高橋(憲)委員 わかりました。

今回の法改正で環境との調和への配慮とございますが、いろいろ具体的にもお伺いしたかったんですが、前の委員が聞かれてもなかなか具体性が見られなかったんですけれども、環境との調和への配慮によって新たな農家負担がある、あるいはそういった心配はないか、その辺のところを農林省から結構でございます。

○木下政府参考人 今回の改正案の中で、土地改良事業の原則の中に環境との調和というのを盛り込みたいということで今御提案申し上げているわけでございます。したがって、このような法律が通りますと、土地改良事業につきましても、すべて、環境への調和がちゃんとなされているかどうかということにつきまして、事業計画の段階で審査を受けるというふうになるかと思っております。

このような環境との調和でございますけれども、このような配慮によります受益、農家のみならず地域、広く住民が享受するというふうに理解

をいたしております。したがって、今後、このようなことにかんがみまして、事業実施に係る負担も含めて、地域全体で議論していただくことが必要だというふうに考えております。

したがって、今回の提案の中でも、市町村長の位置づけを、従来の意見の聴取から協議の対象というところで関与を強めたということも、このような観点からの改正でございます。

○高橋(憲)委員 事業実施に当たっての負担を含めということとは、僕はこれから申し上げたかったんですけれども、例えば土地改良区が管理しているかん排施設は、農家のみならず非農家の方々、こういった混住社会、山の方あるいは平野部、そして都市部、町部となってくるわけですが、いずれ、親水公園とか釣り場とか子供の水遊び場、水辺環境等々整備をされていきます。しかし実態としては、こういった潤いのある環境、空間を地域住民がみんな享受している中にもかかわらず、いかに、維持管理は農家負担にあるわけですか。

ましてや、新たな新規整備をしたり、維持管理、更新、整備をしなきゃいけない時期にきているわけでありまして、こういったものも農家負担になっていくのでは、ある意味では土地改良区が管理しているわけでありまして、農家負担が増大する一方と僕は思っているわけでありまして、この辺のところ、今お話しのように事業実施に当たっての負担を含めて考えたいということとは、要は、排水路あるいは用排水路等々の実施に当たっても農家負担を少なくさせる方向で、地域住民のコストだというような考え方で持っていきたいというお考えなのでしょうか。再度お伺いします。

○武部国務大臣 直接個々の農家の利益につながる事業であるという性格上、受益者たる農家に一定の負担を求めることは、これは従来どおりであります。なお、防災的観点から国営事業で実施する施設の負担については、国と地方公共団体で行っているところでございます。維持管理については、公共公益性の高い一定の施設の管理につい

て、国、地方公共団体が実施しております。

なお、委員御指摘の公共性の高い施設については、ただいまお話がありましたように、防災的観点から国営事業で実施する大規模な用排水施設の整備に係る負担は国と地方公共団体で行っておりますし、また、一般交通の利用が多い基幹的農道については、その公共性にかんがみ、実態上、地方公共団体の負担にとどめているケースが多いということでございます。ただ、これは私の私見でありますけれども、今先生御指摘のことは非常に大事なことで、このように思っております。

これから農村社会におけるライフスタイルといいますが、そういったこともあるいは変わってくるんじゃないか。私も申し上げております都市と農山漁村の共生、対流というように、都市から目指すべき姿だ、こう思っております。その際に、環境の問題その他、あるいは、農林水産省だけでやり得ることではありませんが、国土交通省とか総務省とかそういった関係府省と相当協力関係を高めていかなきゃならない、かように考えております。基本は、やはり地方自治体だろうと思っております。

○高橋(憲)委員 いずれ、防火用水のみならず生活雑排水なども、要は、排水路を使ってみんな流しているわけでありまして。ほとんど、そこで地域住民、町部の人たちに賦課金を徴収しようとしても一割強とか二割に満たない、あとは黙ってみんな捨てちゃっているという実態にあるわけでありまして、排水路については特にですけれども、この辺のところを僕はよく考えていただきたいということでもあります。

それで、時間もありませんので、土地改良関係についてはもう一点だけ。

土地改良区は農家負担によって運営されておりますが、事業が終了し役割を終えた土地改良区の解散あるいは合併化、また経営の合理化を考えていくときと思っておりますが、その辺の取り組み状況はいかがになっていきますでしょうか。

○木下政府参考人 土地改良区でございますけれども、

でも、零細、小規模なものが数多く存在をしている、また、農家戸数の減少なり都市化、混住化等を考えますと、やはり土地改良区の事業運営基盤の強化を図ることが重要だというふうに考えております。

したがって、私も、従来から、土地改良区の合併、あるいは役割を終えた土地改良区の解散の促進を通じた統合整備を行ってきたところでございます。

ちなみに、平成十一年でございますけれども、百一の土地改良区を合併いたしました二十五の新しい土地改良区に統合したり、また、役割を終えた土地改良区につきましても、十一年でございますけれども、百十九解散をさせるといような措置も講じたところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも、そのような統合整備を通じて、土地改良区の事務運営基盤の強化に努めていきたいというふうに考えております。

○高橋(憲)委員 国際備蓄構想について、前にもお伺いしたんですが、大臣にお伺いします。

国際備蓄構想の記事が何かこの間の農業新聞に出ておりましたけれども、既存の機能を強化してやっていくというような話であります。この辺のところ、その後、WTO前の提案として各国に働きかけているようでありまして、どのようになにに推移しているか。この場合、提案するにはそれなりの腹づもりを持ってやっているとしようし、我が国の対象品目は例えば米か否か、その辺のところをちょっとお伺いしたいのであります。

○武部国務大臣 昨年十二月のWTO農業交渉日本提案において、開発途上国への配慮の観点から、既存の二国間や多国間の援助を補完する意味で国際備蓄の仕組みを検討するよう提案したところであります。このような背景のもとで、備蓄の規模、備蓄対象品目等の具体的な国際備蓄の仕組みについては、先般、国際備蓄構想研究会を設置し、関係国

のニーズ、これまでの取り組みの問題点等について御議論をいただき、国際ルールとの整合性、財政負担等に配慮しながら今現在検討しているとところでございます。

○高橋(嘉)委員 この間から答えが進んでいないように思いますが、いずれなるとすれば、日本の場合、状況を見てみても、大臣の私見でも結構です、米しかないんじゃないかなと僕は思うのですが、もう一度伺います。いかがでしょうか。

○武部国務大臣 先般も、FAOのディウフ事務局長ともこの構想について話し合いを行い、非常に共感を得た、かように思っているわけでございますけれども、開発途上国への配慮として、飢餓や栄養不足問題を抱える開発途上国の食料安全保障のための支援スキームを強化することがねらいでありまして、これは我が国の国内事情から出たものではないというふうに私は考えております。

ただ、今後、食料の自給率四五%達成ということだけでは食料の安定供給という責めを果たすことにはなり得ませんで、地球温暖化あるいは砂漠化というような問題を考慮に入れますと、多国籍間の食料の安全保障機構といえますか体制というものを作り今後考えていく必要があると思えますので、この点につきましては、もう少し幅広く、弾力的な考え方のもとに検討を進めていく必要があるのではないかと、私はかように思っておりますが、いずれにいたしましても、WTO交渉の議論の進捗状況を考慮しつつ、適切なタイミングをとらえて、交渉の場において積極的な提案をしてまいりたい、かように存じます。

○高橋(嘉)委員 いずれ、きつちりと進めていたいただきたいです、当然、幅広く、そして他国との進捗状況、交渉の過程においてというのはそのとおりであります、私は、米なら米、生産調整を進めながら基盤整備をする、そしてどんどん減反がふえるという状況の中での一つの対案であるというのなら、それはそれでいいと思っているのではありません。いずれにせよ、その辺のところ、も

う少し積極的に進めていただきたい。それと、時間もありませんので、最後に一点、お伺いいたします。

今日の我が国の穀物の自給率及び備蓄状況を考えた場合、このように国際備蓄の構想を提唱するのもいいのですが、国内備蓄にももう少し検討を加える必要があると思いますが、大臣の考えをお聞かせください。

○武部国務大臣 非常に難しい問題だと思いますね。

これは、御案内のとおり、市場原理を導入することによって農家の経営の安定対策や所得の向上というようなことを考えました際に、やはり需給の動向がどうなるかということが非常に重要であろう、かように思います。また、当然のことながら財政負担ということもござりますが、やはり国民の理解と協力のもとに、今お話ありましたような食料の安全保障と食料の備蓄の問題というのは検討されていかなければならない、かように存じます。

○高橋(嘉)委員 土地改良のあり方についてありますが、いずれ、国家的にあるいは国土的に、地域的にやるべきところは、きつちりやるべきところは集中的にやるとか、めり張りをつけて、一町歩からまた今度五町歩だ、六町歩だという話じゃなくて、要は、その辺の国家的な部分、それと実際の生産者の側に立った部分、生産体制の構築という部分、これらの部分が何か二の次にされているように思えてなりません。

この辺のところ、上手に両輪が回ってこそ、本当の生産体制の構築と国民に対する食料の安定的な供給が確保できる、私はそう考えております。このことを強く申し上げ私の質問を終わります。

○堀込委員長 次回は、明二十日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会